

平成23年第2回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成23年6月6日（月曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 1号 平成22年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第 2号 平成22年度中頓別町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 8 報告第 3号 平成22年度中頓別町自動車学校事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 9 報告第 4号 平成22年度中頓別町自動車学校事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第10 報告第 5号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について
- 第11 報告第 6号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について
- 第12 平成23年度町政執行方針
- 第13 一般質問
- 第14 議案第37号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第38号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 第16 議案第39号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第40号 未来を担うこどもの健全育成と教育の基金条例の制定について
- 第18 議案第41号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算

○出席議員（8名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 宮崎泰宗君 | 2番 細谷久雄君 |
| 3番 本多夕紀江君 | 4番 東海林繁幸君 |
| 5番 星川三喜男君 | 6番 山本得恵君 |
| 7番 柳澤雅宏君 | 8番 村山義明君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野 邑 智 雄 君
教 育 長	米 屋 彰 一 君
総 務 課 長	遠 藤 義 一 君
総 務 課 主 幹	神 成 和 弘 君
ま ち づ く り 推 進 課 長	小 林 生 吉 君
産 業 建 設 課 長	中 原 直 樹 君
産 業 建 設 課 参 事	小 林 嘉 仁 君
産 業 建 設 課 主 幹	山 内 功 君
産 業 建 設 課 主 幹	平 中 敏 志 君
保 健 福 祉 課 長	石 川 篤 君
保 健 福 祉 課 主 幹	吉 田 智 一 君
教 育 次 長	柴 田 弘 君
会 計 管 理 者	高 井 秀 一 君
国 保 病 院 事 務 長	青 木 彰 君
国 保 病 院 事 務 次 長	長 尾 享 君
自 動 車 学 校 長	浅 野 豊 君
こ だ も 館 次 長	遠 藤 美 代 子 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	和 田 行 雄 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 め ぐ み 君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから平成23年第2回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第118条の規定により、議長において3番、本多さん、4番、東海林さんを指名します。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時32分

再開 午前 9時35分

○議長（村山義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

東海林さん。

○議会運営委員長（東海林繁幸君） 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

平成23年第2回中頓別町議会定例会の運営に関し、ただいま議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日6月6日から6月7日までの2日間とする。なお、会議に付された事件がすべて終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し閉会する。

2、一般質問について、通告期限内に通告したのは6議員であり、質問内容の重複は見られない。

3、町長提出議案の取り扱いについて、議案第40号 未来を担うこどもの健全育成と教育の基金条例の制定の件及び第41号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算は政策条例、政策予算であり、いきいきふるさと常任委員会に付託し、会期中に審査を行う。その他の議案は、いずれも本会議で審議する。

4、本日の議事日程は、議事日程第1号のとおりであり、議案第40号及び第41号を

いきいきふるさと常任委員会に付託して散会とする。

5、閉会中の郵送陳情の取り扱いについて、住民の安全、安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める陳情は、全議員に写しを配付する措置をとり、議長預かりとした。なお、同じ表題の意見書について発議者を募った結果、本多議員から発議の申し出があった。

6、人権擁護委員候補者に対する意見について、提案説明後休憩をとり答申意見の適否を諮ることとする。

7、農業委員の推薦について、先例に倣い議長による指名推選により学識経験者1名を推選する。

8、テレビ中継について、本日の会議開始から一般質問終了時まで、役場町民ホールと町民センターに設置されたテレビに議場から中継を行う。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これで議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日6月6日から7日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日6月6日から7日までの2日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

私からの報告事項につきましては、議長一般報告、監査委員の例月出納検査報告など、お手元に印刷配付のとおりでございますので、ごらんの上、ご了承願います。

なお、5月17日、稚内市において宗谷町村議会議長会定期総会が開かれ、新役員が決まりました。お手元に配付のとおり、会長には枝幸町議会議長の天野重光さんが再任されました。

また、6月10日に札幌市で開催される北海道町村議会議長会定期総会の課題として、医師不足解消などを求める地域医療の確保についての件を提出することになりましたので、ご報告いたします。

また、5月2日に告示された北海道後期高齢者医療広域連合の議会議員選挙につきましては、町村長、町村議会議員区分のいずれも定数内の候補者推薦届け出しかなく、無投票当選となりましたことをご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。平成23年第2回中頓別町議会定例会を招集いたしましたところ、それぞれ大変ご多忙中にもかかわらず全員の議員さんのご出席をいただきましたことにまず初めにお礼を申し上げたいと思います。

それでは、私から1点だけ行政報告をさせていただきます。債務不存在の確認請求事件についてであります。このたび債務不存在の確認請求事件に関する訴状が平成23年4月22日付で原告訴訟代理人弁護士小林史人氏より旭川地方裁判所名寄支部に提出されたことに伴い、旭川地方裁判所名寄支部より5月10日付で第1回口頭弁論の期日呼出状及び答弁書督促状が送付されてきました。町としては、直ちに弁護士法人佐々木総合法律事務所、北海道町村会の顧問弁護士でありますけれども、を代理人に選任して今後の裁判に対応することといたしました。以上、1点だけご報告を申し上げます。

なお、5月9日から6月5日までの町長一般行政報告につきましては、お手元の印刷物でご承知おきをいただきたいと思います。と存じます。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について、何か質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

◎報告第1号

○議長（村山義明君） 日程第6、報告第1号 平成22年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第1号 平成22年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 報告第1号 平成22年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越した平成22年度繰越明許費の計算書を同法施行令第146条第2項の規定によりこれを報告する。

2ページをごらんいただきたいと思います。平成22年度中頓別町一般会計繰越明許費

繰越計算書。2款総務費、1項総務管理費におきましてはピンネシリ温泉施設整備改修事業ほか6事業、6款農林水産業費、2項林業費では中核作業道坂井線開設事業、10款教育費、3項中学校費では中頓別中学校体育館地震補強事業、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費では公共土木施設災害復旧事業を、合わせて9事業、事業費の総額は1億2,411万円で翌年度繰越額は総額で1億2,410万1,000円となったところであります。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎報告第2号

○議長（村山義明君） 日程第7、報告第2号 平成22年度中頓別町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第2号 平成22年度中頓別町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 報告第2号 平成22年度中頓別町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

地方自治法第220条の規定により翌年度に繰り越した平成22年度事故繰越しの計算書を同法施行令第150条第3項の規定によりこれを報告する。

4ページをごらんいただきたいと思います。平成22年度中頓別町一般会計事故繰越し繰越計算書。2款総務費、1項総務管理費において印刷機購入事業で支出負担行為額は88万2,000円で、東日本大震災により印刷機生産工場が被災したため物品の出荷が遅延したことに伴い、事故繰り越しとなったところであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎報告第3号

○議長（村山義明君） 日程第8、報告第3号 平成22年度中頓別町自動車学校事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第3号 平成22年度中頓別町自動車学校事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、浅野自動車学校長に報告をいたさせます。

○議長（村山義明君） 浅野自動車学校長。

○自動車学校長（浅野 豊君） 報告第3号 平成22年度中頓別町自動車学校事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越した平成22年度繰越明許費の計算書を同法施行令第146条第2項の規定によりこれを報告する。

6ページをごらんください。1款総務費、1項総務管理費、事業名は教習車両購入事業で、翌年度に繰り越しする金額は733万9,000円でございます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎報告第4号

○議長（村山義明君） 日程第9、報告第4号 平成22年度中頓別町自動車学校事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第4号 平成22年度中頓別町自動車学校事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について、浅野自動車学校長に報告をいたさせます。

○議長（村山義明君） 浅野自動車学校長。

○自動車学校長（浅野 豊君） 報告第4号 平成22年度中頓別町自動車学校事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

地方自治法第220条の規定により翌年度に繰り越した平成22年度事故繰越しの計算書を同法施行令第150条第3項の規定によりこれを報告する。

8ページをごらんください。1款総務費、1項総務管理費、事業名は教習車両購入事業でございます。支出負担行為額は376万1,000円で、翌年度に繰り越した額は376万1,000円です。理由としましては、東日本大震災により被災した地域に自動車の多くの主要部品工場があり、部品供給がおくれ、生産が遅延したためでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎報告第5号

○議長（村山義明君） 日程第10、報告第5号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 報告第5号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について、小林まちづくり推進課長に報告をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 報告第5号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、中頓別観光開発株式会社の経営状況を別紙のとおり報告する。

中頓別観光開発株式会社におきましては、5月31日に第23期の株主総会を開催し、提出された報告、議案とも全会一致で承認されているところであります。会社組織、役員名簿、従業員名簿等につきましてはごらんいただき、5ページをお開きいただきたいと思います。第23期の営業報告につきましては、中段にありますように入館者数で約700人、宿泊者数で800人の減少となり、純損失金141万1,318円の不足となりまして、前期300万余あった期末剰余金が162万8,128円という減少になっております。

6ページの貸借対照表でありますけれども、資産の部合計で1,649万4,013円となっております。負債につきましては486万5,893円で、純資産が1,162万8,120円となっております。

7ページの損益計算でありますけれども、純売上高で4,092万5,622円、前期比723万8,000円ほどの減少となっております。販売、一般管理費におきましては3,480万4,294円ということで、単年度の損失として233万6,683円という計上になっております。営業外収益を合わせまして、当該年度の純損失につきましては141万1,318円となっております。

それで、24期の経営計画でありますけれども、11ページ、12ページをお開きいただきたいと思いますというふうに思います。本年度におきましても入浴者の送迎や敏音知地域などとの連携を継続して、入浴券、食事券のセット等の販売、サービスにより利用者増に努めるという経営計画のもと、12ページにありますような収支の予算となっております。純売

上高の予算額でありますけれども、前期が723万8,000円ほど売り上げが減少しているということもありまして、583万円減少して3,900万の予算となっております。中段にあります業務の受託収入でありますけれども、平成21年度におきまして、もともと900万の予算のうち100万円を留保しているということもありまして、受託収入として970万、前年度に100万円上積みいたしまして970万の計上となっております。あと、販売費及び一般管理費におきましては前年度比369万円減の3,240万という計上で収支のバランスをとるような予算となっております。

以上、簡単でありますけれども、報告を終わらせていただきます。

○議長（村山義明君） 報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） ちょっと経営内容としたら、かなり逼迫しているのかなという気がいたします。それで、前年度300万があったので、ことし140万の赤でも160万まだ残っているという計算にはなるのですけれども、それで23年度の計算も今説明があったように収支のバランスをとっているという感じがやっぱりするのです。それで、販売費及び一般管理費でもかなり圧縮したような形になっているのですけれども、これで本当に24年度の見通しがこれでも立つという判断なのだろうと思うのですけれども、本当に大丈夫ですかというのをちょっと聞きたくなるのだよね。ちょっと計画的に無理はないかいというふうに思うのですけれども、その点どのように押さえているのか。今後の温泉の運営そのものにもちょっと影響を考えざるを得なくなってくるのかなというふうに思うのですけれども、その点を1つお聞きしたい。

それから、支配人が今現在不在であるというふうに聞いております。それで、結構不在の月数がたっておられるし、一説によると復帰するのは難しいのではないかという話もありますので、支配人の取り扱いというか、今後その支配人をどうしていくのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 観光開発株式会社の社長になっていきますので、私からご報告を申し上げます。

まず、初めの今後の営業の見通しでありますけれども、決して楽観をしているような状況ではありません。大変入館者も宿泊者も減っております。これがふえる要素があるのかというと、なかなか難しい、そういう気は私自身はしております。人口の減少またはそれぞれの町村に公共の施設があると、そしてこの不況状況、こういういろんな面が重なっておりますから、ただことし、23年度の予算についてはかなり厳しい目で見ても予算を計上したつもりでありますから、何とか23年度については収支的にはバランスがとれる状況であろうと、こういう見通しを立てております。ただ、今かなり275号の工事の関係で宿泊者数が十数名ずっと続いておりますから、今のその工事が8月ぐらいまで続くだろうと、こう言われております。そういう面では21年度の状況、言えば中高の解体の関係で

12月から3月ぐらいまで宿泊数がかなり多かったと、そういう環境に似た年でなかろうかなと、こう私は見通しをしていますので、改めて23年度の営業の見通しについては何とか黒字でやれるのかなと、こういう見通しを持っております。

それから、支配人の関係でありますけれども、2月の3日だと思いましたが、旭川の病院へ入院されました。その病気の状況については、かなり復帰することは難しいというようなことも踏まえて、3月に休職発令をいたしまして、傷病手当で対応をすると、こういうことで3月から報酬等は支払いをしていないと、こういう状況であります。それで、本人の希望、そういうものも勘案して来年の1月で言えば退職と。なぜ来年の1月かといいますと、年金の支給の月に当たると。こういうようなことで、病院からいろんな指導を受けて本人が私どものほうに申し出が来て、私も病気だからすぐ切るというわけにも、これは人情的に大変厳しいのかなと。観光開発株式会社にも負担が余りない、それから本人の意向もある、そういうことで今後当分の間は支配人としての役割は果たせなくなると、こういうようなことでありまして、一応支配人の募集を今現在しております。それから、2名の応募がありまして、面接をいたしましたけれども、なかなか適任者ではないだろうと、こういうような判断で今回応募してきた支配人等についてはお断りしております。それで、再度またハローワーク等に募集をしながら適任の支配人の採用をしていきたいと、こういうような状況であります。当分の間、支配人不在で今いる職員ともども、役員ともども努力をして頑張っていきたいと、こういう環境にあるということをご承知おきいただければと思います。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎報告第6号

○議長（村山義明君） 日程第11、報告第6号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第6号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について、総務課長に内容の報告をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 報告第6号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社中頓別振興公社の経営状況を別紙のとおり報告する。

同公社の定時株主総会につきましては5月27日、役場会議室で開催されまして、平成22年度の各事業の総括概要報告、貸借対照表、損益計算書及び繰り越し利益剰余金の承認について奥村代表取締役社長から報告がされ、原案どおり承認をされたところであります。このほか平成22年度の会計監査報告も同時に報告されまして承認されたところであります。また、平成23年度事業予算の設定につきましても原案どおり決定をされているところであります。

それでは、平成22年度決算内容を総合損益明細書で説明させていただきます。6ページをごらんいただきたいと思います。寿レク施設につきましては、寿公園とスキー場の収入で指定管理料、パークゴルフ場利用料、リフト利用料、雑収入のほか繰り越し利益からの繰入金、合わせて2,670万4,809円となったところであり、これに対し支出につきましては役員報酬ほか給与費、手当、賃金等のほか修繕費、燃料等、備品購入費など合わせて2,393万5,738円の決算となり、事業利益が276万9,071円となりました。

廃棄物処理施設につきましては、委託収入で3,119万9,700円のほか、雑収入、これにつきましては廃家電の処理料であります。合わせて3,131万6,250円の収入に対し、支出につきましては給与、手当、賃金、修繕費、燃料費等の経費、合わせて3,122万5,468円の決算となりまして、事業利益が9万782円となったところであります。

鍾乳洞施設につきましては、指定管理料、雑収入、雑収入につきましては電気使用料あるいは電話料でありますけれども、合わせて358万1,475円の収入で、これに対しまして支出合計につきましては358万1,475円の決算となり、収支差し引きゼロということであります。

天北厚生園からの委託事業である給食事業につきましては、委託収入4,599万2,000円の収入に対しまして、職員の給与、手当等、材料費、消耗品等、経費合わせまして収入とほぼ同額の4,598万6,119円の決算となり、事業利益につきましては5,881円となったところであります。

同じく、厚生園の車両運行等事業につきましては委託収入で157万4,000円で、支出につきましては職員の給与等の部分で155万9,104円の決算で、事業利益が1万4,896円というふうになったところであります。

また、国保病院の管理清掃事業につきましては、病院施設の管理、清掃等の業務で収入は委託料として599万2,000円の収入に対し、支出につきましては賃金等を合わせまして事務経費で合計598万1,038円の決算となり、事業利益が1万962円となったところであります。

食堂業務につきましては、同公社の自主事業でスキー場ロッジでの食堂の売り上げと公園遊具の収入、ゴルフ練習場のコインの売り上げ、合わせまして204万9,872円の収入に対し、支出は賃金、商品仕入れ等の経費を合わせまして200万9,768円の決

算となり、事業収益が4万104円となったところであります。

この結果、全体といたしましては営業利益が1億1,721万406円に対し、事業費が1億1,427万8,710円で、営業利益は293万1,696円となりました。営業外利益、預金利息でありますけれども、1万1,684円であり、税引き前の当期利益が294万3,308円となったところであります。これから法人税、法人道町民税及び事業税8万円を差し引いた差し引き当期利益につきましては286万3,380円となったところであります。なお、各事業別の決算内容の詳細につきましては、7ページから13ページでご確認をいただければと思います。

なお、平成23年度におきましては、スキー場圧雪車のキャタピラーの修繕のほか、公園の機関車の塗装等を独自に予定しており、繰り越し利益より200万円を修繕引当金として計上することをあわせて承認をしたところであります。

当会社につきましては、平成21年度より3カ年のレク施設等の指定管理者として施設の管理代行を行ってきておりますが、レク施設利用者の減少により各施設使用料収入が減額決算となっております。その分、各事業運営総体による人員の配置調整や事業運営の見直しにより単年度経営黒字を確保したところであります。今後自主事業の積極的な展開と使用料収入の確実な確保、さらなる増収を図ることにより経営基盤の強化が求められることを再認識し、役員一丸となって経営努力をしていくこととしております。

以上、簡単ではありますが、有限会社中頓別振興公社の経営状況について報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） それでは、総会においてですが、第1号議案で前取締役の退職金が支給されておりますけれども、この点について総会で異論が出されなかったのか、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

それから、前回もこの話は聞いたかもしれませんが、委託料や指定管理料の決め方です。言えばとんとんというのがほとんどですよね。一番上の寿レクリエーション施設費でちょっと利益を上げているけれども、以下についてはまずとんとん、とんとん、とんとん。ここら辺で、いわゆるちょっと違和感があるというか、鍾乳洞ふれあい公園事業はまるっきりのとんとんですよね。そこら辺は、人員の今言われたようにやりくりがあったりなんなりするのだろうけれども、こんなぴったりにいくというのは不自然でしょうというふうに私は思うので、そこら辺の委託料の決め方あるいはトータル的に当然中頓別振興公社としてやられているのだろうと思うのです。そこら辺のやりくりについて、だからこうなるのだというふうなちょっと説明が欲しいなというふうに思います。それが2点目。

それから、株のことなのですが、相続について、あくまでも町民の一部ではありませんけれども、本当にきちとした手続を踏んで相続されているのかというのが町民の一部からやっぱり疑問視されるところがちょっとあります。それから、振興公社の職員が非

常に株主と近い人がここで雇われているという、そういう疑問を町民が持っているということは、これは事実だと思うのです。いつあいつ入ったのよと、簡単に言うとあいつの顔かと、あいつが入れたのかみたいな話というのは町民の中から公然と出てくるので、そこら辺の採用に当たってどのように対応しているか。

株の取り扱い方と採用の仕方、それから委託料の設定の仕方、それから退職金に対する異議が出なかったのか、この4点についてちょっとお聞きします。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） まず、1点目の退職金の関係で異議が出なかったのかというご質問であります。この今回の退職金につきましては、従来振興公社の社長を担ってきた部分につきましては町のOBが歴代ずっとなってきました。前取締役につきましては、民間から社長に就任をしたということもありまして、その段階で取締役会の中で議論がされて、年齢的なことも踏まえながら退職金を積み立てをするということになってきた経過があって、それに伴って今回退職されるということで支出をしたということでありまして、本人が自己都合で退職をされるということでありましたので、それに対する特別否定的なという部分はありませんでした。

それから、2つ目の委託料の決め方でありますけれども、これにつきましては各事業ごとに各担当課において事業内容の精査をした上で、公社との協議を踏まえて委託料を決定しております。そんなこともありますので、先ほど申しましたとおり公社の業務が多岐にわたっているということもあって、全体的な人員の配置をやりくりをしないとしない状況にあることはご存じだと思います。そんな中で、会社としても各事業ごとに赤字を出さないような取り組みをそれぞれ実施してきた経過もありますので、そこら辺は会社としての裁量ということでご理解をいただきたいというふうに思います。ましてや人件費につきましては、基本的に高い人件費を設定しているわけではありませんので、そんな中で全体としてのやりくりということで対応をせざるを得ないというのが実態であるということでご理解をいただければと思います。

それから、株の引き継ぎの関係でありますけれども、これにつきましては株主が移動された段階で法務局に対してそれぞれ変更の手続を実施してきておりますので、その都度役員会が開かれてその引き継ぎが確認をされているということですので、法務局のほうに必ず届け出をして確認をしているという状況にあるということでもあります。

それから、職員の関係でありますけれども、職員については基本的には公募ということで今までずっと行ってきております。しかしながら、短期的にどうしてもそれをやる期間が乏しいという場合につきましては、会社のほうで人員を確保するというやり方も一部ではやってきたことは間違いありません。しかしながら、原則としては公募を原則として職員を採用するという考え方に立って今まで進めてきているということでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 触れたくないといえば触れたくないのかもしれないけれども、退職金なのですけれども、自己都合ということで、通常ですとそれで何の問題もないのかなというふうには思いますけれども、自己都合でやめるに当たってそれなりの理由があったわけでしょう。そういうものをやっぱり町費もここに入って町も株主になっているわけですから、そのことにみんなして目をつぶるのかと、ふたをするのかという意見もやはりあるわけで、こういうことはやっぱり何事もなかったかのように自己都合という形をとってしまったこと自体に私はちょっと疑問を持つのです。これだったら、本当に何にもなかったことになってしまうわけでしょう。町民だってやっぱり全部、ほとんどの方がその内容についてはわかっているわけですから、わかっていながら何もなかったよというような事実にはふたをするようなことで私はいいのかなというちょっと気がするので、ここら辺のことに関してはちょっと町長にその基本となる考え方を聞いたほうがいいのかなと思いますので、この点について町長はどう思われますか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

私も5月の27日の日の総会にご案内をいただいて、初めて中身というか、退職金の言えば議案があったと。こういうことで、うちから出している取締役がこのことについて役員会で議論されたのかと、こういう話をちょっとしました。総会のときに社長からの話は、事後承認というお話がありました。いわば支出しているのだと。それで、総会のときはだれもこれに対する疑義の話、質問、意見等はなかったと、こういうことであります。本来こういう形というのは余り私は好ましくない、そういう認識は十分持っています。ただ、それぞれの法人のやり方でありますから、町長としてどうなのかということ、それから町も株主であると、そういう観点からいくと私は余り好ましい措置ではないと、はっきりこういう気持ちは持っているということをご報告をいたしますし、今後こういうことがないように、やはり町費もほとんど、六十何%入っているわけですから、そういう中でもう少し内容についての把握をして対応していかなければならないだろうと、こういう認識を持っていると、こういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） ことしの新しい事業の中で、先ほどの説明では圧雪車のキャタピラーの補修と機関車の塗装ですか、が言われていたと思うのですが、どこの項目に入っているのか見てもわからないので、これちょっと教えてください。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第6号を見ていただきたいのですが、27ページになります。繰り越し利益200万円の建物機械等修繕引当金に計上する件についてということで、この中身について会社からの報告としては、この200万円を引当金として活用するに当たりましては圧雪車の足回りの修繕が予定されるということと、機関車の塗装について非常に汚くなってきているので、それらを自前で何とかやり切りたいということで決算

剰余金から200万円を引き当てたいということの報告があつて承認したということであり
ます。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本
件は報告済みといたします。

◎平成23年度町政執行方針

○議長（村山義明君） 日程第12、平成23年度町政執行方針を行います。

町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 平成23年度町政執行方針について申し上げます。

初めに、平成23年第2回中頓別町議会定例会の開会に当たり、本年度の町政執行への
基本的な考え方や重点的な施策を申し述べ、町民の皆さん並びに町議会議員各位のご理解
とご協力を賜りたいと存じます。

また、本年3月に東北地方を中心に北海道から関東地方にかけて地震が発生し、想定を
超えた大規模な津波により、多くのとうとい命が失われました。

心よりご冥福をお祈りするとともに、被災された地域が一日も早く復旧・復興され、
人々が早くもとの生活に戻れるようお見舞いを申し上げます。

さて、私は、さきの統一地方選挙で町民の皆さんのご支援をいただき、無投票で4回目
の当選をさせていただき、今後4年間の町政を担うことになりました。

改めて為政者としての責任の重さと課せられた責務の大きさを痛感をしているところで
ありますが、町民のとうとい信託にこたえるために、何物にもくじけない強い決意を持っ
て、町の発展と町民の幸せのためにすべての町民が安心して喜んで住んでもらえる中頓別
町を目指し精魂を傾けたいと考えます。

本年度は、「一流の中頓別づくり」を掲げて取り組んできた「第6期総合計画」の最終
年度に当たりますが、この10年間は、国による三位一体改革で地方交付税の大幅な削減
や市町村合併の促進などにより大変厳しい町村運営を余儀なくされました。

一方、平成24年度からスタートする第7期の総合計画の策定の年でもあり、3月議会
で成立をした「自治基本条例」に盛り込まれた規定や「定住自立圏」による宗谷管内や上
川北部管内の市町村との相互連携を一層強化するなどの新しい総合計画を策定してまいり
ます。

以下、重点的な施策について申し述べます。

まず、自然と共生する地域づくりでは、＜自然環境の保全＞について申し上げます。

長年の懸案だった環境基本計画を、今年3月に策定をいたしました。

本町の環境政策は、森林と河川環境の保全、豊かな自然環境と共生する農林業の振興、

潤いのある生活環境づくり、環境に優しい暮らしづくり、自然との触れ合い活動の推進が大きな柱となっております。

ことしは、基本条例・基本計画に基づく環境の保全の創造に取り組む最初の年となることから、町民や町外への発信に力を注いでまいります。また、行動計画を策定し、町民、事業者、行政、旅行者などがそれぞれの立場で、より身近で取り組めるところから着実に実践していけるように取り組んでまいります。

4年目を迎えるそうや自然学校では、地域おこし協力隊の制度を活用し、自然体験活動を通じた子供の教育、体験型ツーリズムの振興、人材育成やネットワーク形成、地域情報の発信、環境保全活動に取り組み、利用者の増大に努めてまいります。

次に、＜農林業を基本に据えた活力ある産業の創造＞についてであります。

本町の基幹産業である酪農は、TPP（環太平洋経済連携協定）への参加検討を初めとした農畜産物の国際化・自由化などによる価格競争などにより農業経営者の不安をおおっており、北海道や農業関係団体とも協力しながら、断固反対の姿勢を示し、各方面に働きかけを行います。

また、近年の異常気象による粗飼料収穫への不安、東日本大震災の影響による燃油、配合飼料等の高騰への懸念、後継者不足や高齢化の進行といった酪農地帯存続への危機にも直面している状況にあります。

そのような中で、コントラクター組織やTMRセンター、堆肥センターといった共同作業による酪農経営の省力化や合理化が進んできており、それらの経営体への施設整備や運営に対する支援を行い、経営の安定化と足腰の強い経営構造を促進していくことに努めます。

また、担い手育成対策として新規就農希望者への支援を行っていくとともに、第三者継承としての酪農経営の継承のあり方を、酪農経営者や関係機関と連携を図りながら模索してまいります。

本町の面積の約84%を森林が占めており、そのうち27%が町有林を含む民有林であります。森林には、木材供給や豊かな水の供給、地球温暖化防止を初めとした二酸化炭素の吸収源としての多様な役割を担っており、無立木地の解消や育林、間伐を適正な時期に実施して森林の機能を高める必要があります。しかし、木材価格の低迷や林業生産経費の高騰のため採算に合わない林業経営が強いられており、森林所有者の投資意識の減退を招いております。

このことから、林道の整備や森林作業道の計画的な整備を行い林業生産経費の抑制を図るとともに、小規模伐採や搬出間伐を主体とした新たな国や北海道の森林施策に則した森林整備を推進していくことに努めます。

また、町の「環境基本条例」を遵守した森林環境を構築するため、森林組合との連携を強化し森林所有者への意識啓蒙にも努めてまいります。

ここ数年、エゾシカの急増により交通事故や農林業被害も増加しており、エゾシカの国

有林内も含めた広域捕獲体制の強化を図るとともに、南宗谷地域における残滓処分施設整備の検討を行ってまいります。また、住民個々の有害防止意識が高まっている中、くくりわなの購入に対し支援を行い、さらなる有害防止に努めてまいります。

地域経済、雇用の見通しでは、国による景気対策のための地域活性化交付金事業もほぼ終わることに加え、3月に起きた東日本大震災が大きな影響を与えることが予想されます。本町にとってもますます厳しい状況になってきていますが、必要な公共事業を確保し、起業化支援、雇用創出に最大限努めてまいります。

このほか商工業では、商工会の運営費補助、中小企業振興資金融資事業を継続してまいります。

景気の低迷からここ数年入り込み数の減少が続く観光ですが、東日本大震災がさらに大きな影響を与えるものと予想されます。かつてない厳しい状況を乗り越えていくため、観光関係者との連携を密にして入り込み数、交流人口の拡大に努めてまいります。

昨年からは着手した鍾乳洞ジオ・ツーリズム創出事業では、鍾乳洞だけでなくさまざまな魅力ある地域資源を洗い出し、それを生かした新たな観光振興の可能性を探ってまいります。また、地域おこし協力隊制度を活用し、今年度から新たな鍾乳洞のガイドを配置して来訪者の案内、町内外への情報発信などに取り組んでまいります。

移住定住促進事業では、Uターンを含めた移住や2地域居住の実現のため、関係団体などと連携して取り組んでまいります。

次に、＜快適に暮らすことができる生活環境の整備＞についてであります。

町民が安全に快適で潤いのある生活ができる環境をつくるため、交通安全対策の推進や生活基盤の向上が求められていることから、本年度も町道の整備を初め、老朽化した町営住宅などの解体、持ち家制度や合併処理浄化槽に対する助成を継続してまいります。

次に、＜安全な町民生活を支える体制、対策の確立＞についてであります。

本町は、町民の高い意識と関係団体の連携協力に支えられ、交通事故、犯罪、火災などの発生が極めて少ない安全、安心なまちづくりが進められてきています。

特に交通安全では、昨年8月7日に交通事故死ゼロ2,500日が達成され、それが今日まで続いています。今後も交通事故を起こさないための啓発活動を続け、町民の皆さんとともに12月20日に到達する交通事故死ゼロ3,000日達成に向けて交通安全運動を行ってまいります。

近年、近隣市町村でも子供やお年寄りなどをねらった犯罪が起こっており、防犯活動がより重要となっています。警察など関係機関としっかり連携し、お年寄りなどが振り込め詐欺や催眠商法等による消費者被害に遭わないための啓発事業にも継続して取り組んでまいります。

火災の早期発見、焼死事故防止対策として有効な住宅用火災報知機の町内設置率を現在の94%から全世帯で設置されるよう普及に努め、地域住民への火災予防思想の高揚とお一層の火災発生の未然防止を図ってまいります。

近年の複雑多様化する火災や交通事故、高齢化による疾病構造もさまざまであり、昨今の救急救助活動においては、高度な知識と技術が求められています。このようなことから、救急隊員の現場での対応や搬送中における応急処置が救命率を左右することから、救急救命士を北海道消防学校に派遣し、心臓機能が停止した傷病者に必要となる薬剤投与の資格を習得させ救命率の向上に努めます。

さらに、救急ドクターヘリが、平成21年度から道北で運航されていますが、旭川市の基地病院から当地域への出動の際、豊富町での給油を余儀なくされています。このようなことを踏まえドクターヘリ専用の燃料貯蔵施設を南宗谷に整備し、町内はもとより猿払村を含めた南宗谷全域から高次医療機関への搬送がスムーズとなるよう努めてまいります。

次に、豊かなところを育むくらしづくりの中でありましても、＜誰もが健康で安心して暮らすことができる保健・福祉の充実＞についてであります。

障害者自立支援法に基づき、知的障害者更生施設天北厚生園が、平成24年度から新体系に移行するための最終年度となりました。

現在の天北厚生園の施設は、築65年の歳月が経過しており老朽化が激しく狭隘であります。

このため、旧中頓別農業高等学校跡施設を利活用する増改修整備に対し、協力、支援をしてまいります。

平成20年度から実施している特定健康診査の中頓別町の受診率は40%と管内では高い受診率を保っておりますが、国の目標とする65%にはまだ届かないため、今後一層の受診率の向上を図るため、健診を受ける機会の少ない30歳代の町民に対し、健診料金を助成し、健康診査の機会を確保してまいります。

また、各種がん検診等を引き続き実施し、平成20年度から実施している女性特有のがん検診推進事業に加え、大腸がん検診についても一定年齢の方に無料クーポン券を活用した個別勧奨に取り組み、疾病の早期発見と早期治療を促進し、町民の健康と福祉の増進に努めてまいります。

任意の予防接種事業であります子供に対する、子宮頸がん、インフルエンザ菌b型、小児用肺炎球菌や成人などに対するインフルエンザ予防接種、肺炎球菌予防接種などの感染予防対策として本年度も助成を継続するとともに、インフルエンザ予防接種と肺炎球菌予防接種については、本年度より個人負担料金の軽減を図ってまいります。

また、75歳以上の後期高齢者に対し、医療費に対する経費の一部をお見舞い金として助成することにより、医療費の負担を軽減し地域で安心して暮らすことができるよう、支援をしてまいります。

年々高齢化率が高くなり、老人世帯が増加しておりますが、平成23年度は「第5期老人保健福祉・介護保険事業計画」、「第3期障害福祉計画」策定の年であり、これまで推進してまいりました、高齢者無料バス乗車券の交付、除雪サービス、福祉ハイヤー、温泉入浴に対する補助や、独居高齢者が安心して町内で暮らせるよう緊急通報システムの設置

などを引き続き実施してまいります。

町民の皆さんがこの地域で安心して暮らし続けられるための医療の継続については、当面病院としての機能を維持をしております。医師を初め、看護師など医療スタッフの確保は大変厳しい地域であります。昨年の9月以降、医師1名体制が続いており、関係機関などの協力をいただいて、院長のもとで勤務していただける医師の確保に努力をしております。

次に、＜健やかでこころ豊かな子どもを育てる環境づくり＞についてであります。

人口の減少とともに、少子化・核家族化などの急激な変化を受けて、価値観や生活様式の多様化、地域社会の教育力の低下や子育て不安を抱える保護者の増加など、子供や子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきています。

子供たちが安心して地域で学習や健全な生活ができるよう教育委員会と密接に連携を図るとともに、町内外からの「ふるさと応援寄附」を財源とする「未来を担うこどもの健全育成と教育の基金」を創設し、教育委員会が独自に政策を立案し実現できる環境を整備してまいります。

次に、新しい自治のしくみづくりであります。

懸案となっております「中頓別町自治基本条例」は、町民各位のご協力により3月定例会において制定されました。今後は、本条例を行政運営の最高規範と位置づけ、町民、議会そして行政がそれぞれの果たす役割や責任を明確にし、お互いに連携しながら町民主体の自治運営や地域主権の確立を目指してまいります。

財政健全化判断基準の一つである「実質公債費比率」は、平成22年度決算において早期健全化基準の25%を確実に下回ることになりますが、まだまだ「実質公債費比率」が高い状況が続きます。また、東日本大震災などにより国における財政状況も今まで以上に大変厳しい状況が想定され、地方交付税の推移も不透明と言わざるを得ない状況であります。今後も「中長期行財政運営計画」などをもとに「最小の経費で最大の効果」を上げ、一年でも早く健全財政となるよう努力をしております。

本年度策定の第7期総合計画に合わせ、新たな行政評価システムを導入し、総合計画を基本に据えた計画的、効果的な行政運営の仕組みの確立に取り組んでまいります。

以上、平成23年度の町政執行に当たり基本的、重点的な考えを申し上げます。

町民の皆さん並びに町議会議員各位のなお一層のご理解とご協力をお願いを申し上げ、平成23年度の町政執行方針といたします。

○議長（村山義明君） これで平成23年度町政執行方針は終了しました。

ここで一般質問準備のため議場の時計で10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（村山義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第13、一般質問を行います。

今定例会では6名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1、議席番号4番、東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 東海林でございますが、私は町長の執行方針に基づいた質問項目をさせていただきたいと思っております、大きくは3項目、中で5点ほどの質問をさせていただきます。

まず、質問の1は、町政執行方針では農林業を基本に据えた活力ある産業の創造についてという中で2点質問いたします。

まず、1点目ですが、町政執行方針ではTMRセンター、これは一般には粗飼料と濃厚飼料等を適切な割合で混合し、乳牛の養分要求量に合うように調製した飼料を地域の酪農家に供給する組織と解されています。このTMRセンターの運営への支援を政策の一つに掲げていますが、具体的な内容を伺います。

2点目は、堆肥センターの運営に対しては設立当初、財政支援は予定していなかったと思います。平成22年度の実績は、まだ私どもの手元には明らかになっていませんが、23年度の、いわゆる今年度の支援内容を伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） まず、TMRセンターの運営への支援について私からお答えをいたします。

現在TMRセンター設置に対する具体的な支援につきましては、1点目は国道からTMRセンターまでの町道敏音知原野線の改良舗装工事を実施をしたいと、こういうようなことであります。また、2点目は旧石田直行宅からTMRセンターまでの水道管の布設工事であります。3点目は、粗飼料収穫に係る町道の拡幅補修であります。4点目は、TMRセンターまでの冬期間の除雪等々を計画を現在しているところであります。

なお、堆肥センターの運営につきましては小林参事に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林産業建設課参事。

○産業建設課参事（小林嘉仁君） 堆肥センターに対します町費の負担につきましては、運営当初から施設を貸し与える責任として最低限の運営ができる状態として貸与するものとしております。内容としましては、作業用車両の車検経費、機械設備の保守点検、冬期間の未稼働中の電気料であります。平成22年度は、予算額305万5,000円に対し、実績額285万178円であり、93.3%の執行率であります。平成23年度の計上予算は303万2,000円であり、作業車両用車検経費として93万6,000円、機械設備の保守点検として192万円、冬期間の未稼働中の電気料として17万6,000円

を計上しております。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 再質問をさせていただきます。

まず、1点目のTMRセンターについて、町長から町の支援策として4項目がありました。これは、どれをとっても町の責任としてこういった形は条件づくりとしては必要だと私も思います。ただ、この運営について初年度の結果から、例えば何かまた別な応援、財政的な支援をしてほしいというようなことが起こり得るような要素があるのか。しかし、私ども理解しておりますのは、こういった4項目に対する支援であれば、これは当然だなと思うのですが、それ以外の支援というのはあり得るのでしょうか。

そして、続いて堆肥センターなのですが、今小林参事の答弁では施設を貸し与える責任として貸与することとし、内容として作業用車両等々の車検整備だとかという答えがあった。私が聞いているのは、本来この施設はそれを想定しなかった、初めは。これまでの内容としてはわかるのです。想定した組合員数も少なかったし、いろんなもので経費もかかるということで、その後こういうような支援をするようになった。ただ、当初はなかったということを確認したかったのです。

以上の部分お願いします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） TMRセンターに対する具体的な今現在の支援については、先ほど答弁したとおりでありまして、今私どもが1つとしてこういう形がとれないか、とれないかというか、こういう形としてどうなのかというのは、1つは固定資産税の減免であります。言えば過疎地域における固定資産税の課税の減免に関する条例があるわけですが、今回また新たに期限が切れておりますから提案をしておりますけれども、今総合振興局と協議をしまして、過疎地域における製造業に対しては対象になると、そして対象にした場合については交付税でその分を見てもらえると、そういう制度がありますので、それに該当するかどうかということは今私ども総合振興局と協議をしながら詰めておりまして、該当するのであればぜひこれを適用させたいと、こういう考え、これだけであります。

以上であります。

○議長（村山義明君） 小林産業建設課参事。

○産業建設課参事（小林嘉仁君） 東海林議員のおっしゃるとおり、当初計画の段階では17名ということでこのセンターのほうは運営されるという考え方で整理をしておりました。その段階、当初の段階では車両等の経費等につきましては検討していなかったという部分はございます。その後、運営に関しまして10名あるいは11名ということになりましたので、その時点で運営を適切にしていくためにはそういった支援が必要だろうということで当初の段階からこういったものを計上していたという状況でございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 2点ほど再々質問させていただきます。

町長からTMRセンターのこの固定資産税の減免のお話、大変結構でないかなと思います。しかも、それらが交付税算定の対象になるとしたら、なるべく農業者のためにそういった手法をとらえてあげていただきたいと思いますが、まずは関係する組合員の皆さんも相当努力をして1年目、取り組むと思います。しかし、いろんな予期しない出来事もまたあると思いますけれども、基本的には堆肥センターについても当初は計画していなかったことを町費として財政支援しなければならないという状況も考えなければならないのかなという思いではあります。ただ、基本的にもう一つ聞きたいのは、堆肥センターについてはなかなかこれは一挙に経営内容がよくなる、堆肥は相当頑張ってるみたいですけども、これは町民こそって協力する必要があるなと思って私も買っているわけですけども、1つはやっぱりこの経営をよくすることによって町からの今の財政支援を切る、切れるという、いわゆる黒字になれば、それから農家負担分の経費がどんどん下がっていくという状況になったときに、これらの財政支援をやめるというような考え方になり得るのかどうか、その辺をひとつ伺いたいことと、もう一つは、これはもう私も何回も前から言っているのだけれども、せっかく当町で農民の方々が努力してああいういい肥料をつくっているのです。町民の皆さんもそれなりに利用しているはずなのです。聞くところでは、浜頓別町や枝幸町まで行って販売しているということで、努力されていることも知っているのだけれども、せっかく町内にでき上がった工場ですし、農民の皆さんが頑張ってるのだから、これ町民に少し還元する意味で50円でも100円でも安くしてあげるとような方策はできないのか。そういうことで町がその部分を援助するというのであれば、これまたわかるのだけれども、町民の皆さんの何か町内に存在するこういった製造会社に対する恩恵というか、ありがたみ、余り感じていないのです。というのは、名寄市だとかあっちのほうからも販売に来る人たち、ああいう運送や手間を見ても500円で売っているのです、同じ金額で。その辺、町として町民のための指導を会社と話し合うような、その会社側がこうむる不利益を町が見てあげるといふようなことであれば、なおさら町民は利用できるのではないかと、こう思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林産業建設課参事。

○産業建設課参事（小林嘉仁君） まず、1点目、町からの支援の部分で、将来的にどうなのかという話だと思いますが、これに関しましては今現在11名の方、10名組合員でもう一名の方が準組合員ということで運営されておりますが、非常な困難の中で皆さん頑張っておられるという中で、現時点では販売に関しましても相当頑張っておりますが、切れる状況ではないだろうというふうに判断しております。将来的に組合員数等がふえた段階では、そういった部分の支援も打ち切ることも可能かもしれないというふうに考えておりますが、現時点では難しいかなというふうに判断している状況でございます。

それから、2点目の町民に対する還元ということに関しましてですが、これに関しましては組合のほうでも多少考えている部分がございます。金額的な部分でお安く提供すると

いうことは、非常にちょっと難しいかなという部分もございますので、イベント等で還元をしていきたいというような内容でお話しされているという部分では聞いております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 再々質問まで終わったので、これ質問ではないのですが、私が言っているのは町ができないのかという言い方ですから、組合が別にイベントで町民還元をするというような問題とは違うのです。町が考えなさいということを行っているの。答えは、そういうことで考えないのか、考えられるのか、検討をこれからするのかということをお答えしてほしい。そういう意味で申し上げておきます。

次に移ります。次は、快適に暮らすことができる生活環境の整備の項目について1点伺います。町政執行方針では、快適に暮らすことができる生活環境の整備が盛り込まれていますが、環境基本条例では中頓別らしい景観の保全と創造がうたわれているにもかかわらず、相変わらず空き家、廃屋はふえる一方です。老朽化した町営住宅の解体は早急に対処すべきものですが、解体計画はどうなっているのでしょうか。これ明らかにしていただければと思います。

なお、平成17年度で終了した民間建物の解体助成制度では5年間で35棟の実績がありました。この制度を復活させるお考えはありますか。特に観光拠点としてのピンネシリ温泉周辺が気になります。空き家所有者との協議を積極的に進めるつもりがあるか伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 町営住宅の解体計画または解体助成制度の復活、そしてピンネシリ地域の空き家所有者との協議の関係について、中原産業建設課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 答弁申し上げます。

町営住宅の解体は、平成21年度及び平成22年度であかね団地とかえで団地、合わせて8棟28戸を解体し、平成23年度につきましてはあかね団地2棟8戸、24年度は小頓別団地2棟8戸、平成25年度はあかね団地1棟2戸の解体を計画しております。

中頓別町廃屋解体撤去助成条例につきましては、平成13年度から平成17年度までの5年間の時限立法で35件、1,406万6,000円の実績でありましたが、行財政改革により制度の延長はせず廃止してきており、現在廃屋解体撤去に対する助成制度は検討をしておりません。

これまで空き家等で屋根のトタンが飛散する、建物が道路に倒壊するおそれがある等、隣地等他に影響を及ぼす場合に所有者に改善や解体のお願いをしておりますが、法令に違反しない個人の所有する建物等に対し、改善や解体を促すことは難しい面がございます。ピンネシリ温泉周辺の空き家や町内の廃屋化した建物等につきましては、今後廃棄物の処理及び環境美化に関する条例等を踏まえ、景観や住環境向上のため指導してまいります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 再質問をさせていただきます。

町営住宅についてはよくわかりました。ありがとうございます。ただ、廃屋解体撤去助成条例は、ここに最後には現在廃屋解体撤去に対する助成制度は検討しておりませんという答弁なのですが、私は検討していないのは知っているのです。町は、まだそこは何もやろうとする動きがないことは知っている。だから、今まで検討していないことは知っていて検討できないのかと聞いているの。だから、全くこれからも検討する気はありませんとか、これからも今私が言っているように空き家、廃屋と言われるようなものがどんどんふえていますでしょう、また。相当あつとき、35棟という整理の仕方はすごいと思うのです。いわゆる町の条例をうまく適用して、みんな乗ってきたわけですね。だから、今まさにまたもう一度、環境基本条例もできたわけだから、こういった制度を復活してやらせたらどうですか。それをこれから検討できませんかと聞いているのです。だとしたら、いや、検討しますとか、いや、正直に言っている、こういう理由で検討しませんということと言わないと答弁にならないのではないですか。これを質問させていただきます。再質問をさせていただきます。

それと、一般所有者の改善や解体のお願いをしてきたというここですけれども、お願いしたって助成制度もないとすれば、なおさらこれやりにくくなると思うのです。そういう意味も含めて、どこまで町が積極的に解体のお願いをしてきたのか。ただ書類だけで何度かということでは、これは解決する問題ではないと思うのです。もう少し町が積極的にかかわっていくような仕方、そのためにも私は助成制度の復活が必要でないかと思って再質問をしたのです。ですから、景観や住環境整備のため指導してまいりますという言われ方をしても本当に所有者がその気になってくれるとは思えないのです。どういう指導をしようとしているのか、その辺再質問します。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） まず、助成制度の関係も含めてでございますけれども、中頓別町内のいわゆる廃屋化した建物等の実態の調査については行っておりまして、その実態についてはおおむね把握しているわけでありまして、ただそれに対してそれらの廃屋化した建物等に対して今後どのように町が取り組みをしていくのかという方針を決定していないものですから、そういった意味で今現在は助成条例の検討はしていませんということでの答えをいたしました。今後については、そういう廃屋化した建物等の実態は把握をしておりますので、それらの所有者等の方々に対して今後それら廃屋化した建物等をどのようにしていく考えなのかというような意向をお聞きするだとか、あわせて今までは先ほど答弁したようにトタンが飛散するだとか、道路に建物が倒壊するだとかというようなところについてのみお願いに伺っておりましたけれども、今後については廃屋化した建物等の所有者に対して先ほども答弁いたしました、町のほうでも環境美化に関する条例等もございますので、そういったものも踏まえまして保全だとか景観だとか、そ

ったことから廃屋化した建物等の除去についてさらに強くお願いをするように進めていきたいというふうに思っておりますし、あわせて再度の助成制度についてもその必要性等について検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） ぜひそのようにお願いいたします。

次、3点目ですが、だれもが健康で安心して暮らすことができる保健福祉の充実についてという項目で2点ほど伺います。町政執行方針では、天北厚生園の移転、増改修整備に協力、支援が打ち出されています。移転後の利用者の就労確保を目指し、中農高跡地の活用を検討している地域資源を生かした社会的企業、通称ソーシャルファームとっていますが、この創出事業に期待してきましたが、何かどういう動きなのかがよく見えません。法人への委託、これは南宗谷福祉会ですが、法人への委託事業として実施され、ことしが最後の年になりますが、実態と成果を伺います。

2つ目は、子宮頸がん、インフルエンザ菌b型、小児用肺炎球菌の予防接種を平成22年度途中からも実施しておりました。子供の安心安全宣言をした町として、さらに助成率を高め、全額助成ができないか。いわゆる助成率を高めることや、究極的には全額助成ができないのか伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 1点目のソーシャルファームの実態と成果については小林まちづくり推進課長に、それから子宮頸がん等の助成率を高めることや全額助成できないかということについては石川保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 1点目につきまして、私のほうからご答弁申し上げます。

地域資源を生かした社会的企業創出事業では、受託先である南宗谷福祉会がこれまで2年間の中で精力的に視察などに取り組み、パン工房、キノコ生産、乳製品製造、福祉の店、ペット用敷きわら製造の受託、廃油を活用した石けん製造、ヒマワリ油製造などについて調査研究を行ってきています。その中で、天北厚生園が障害者自立支援法に基づく新体系移行に必要な利用者の就労の場づくりを検討しており、基本的な方向性としては旧高校の柔剣道場を拠点とする就労支援B型作業所を立ち上げていく方針が固まっており、昨年度後半から準備が進められてきています。作業所で取り組む内容としては、旧農業高校の農地での農園事業を中心に据えていくという方針というふうに聞いており、その他の事業についても先ほど申し上げましたような調査研究の成果を生かし、継続していく予定となっています。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 2点目についてお答え申し上げます。

子宮頸がん、インフルエンザ菌b型、小児用肺炎球菌のワクチン接種は、国が接種費用

の2分の1の助成制度を設けたことにより全額公費助成をしている市町村が多いですが、この助成制度は平成23年度までとなっております。町としては、平成23年度以降も国の助成制度があるなしにかかわらず長く公費助成を行っていきたいと考えていることから、現在の自己負担についてもそのまま継続することとしております。

以上であります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 再質問をさせていただきます。

まず、ソーシャルファームの取り組みなのですが、どうしてもちょっとわからないのです。次の2点を伺いたいと思います。旧高校の柔剣道場を拠点とする就労支援B型作業所を立ち上げると。このB型作業所で何をやるのですかということを知りたいのと、旧農業高校の農地での農園事業を中心に据えていくと。農園事業というのにもたくさんあるのです。農地を使った農園事業、さらには畜産関係、さらにそれからの加工というふうなことでいうと、農園事業というのはちょっと余りアバウト過ぎるかなと思うのですが、この辺についてもう少し詳しくきちっとした成果ができていますのだとしたら教えてください。

それと、子宮頸がん、インフルエンザ菌関係ですが、これは私は非常に評価しているのは、財政的に大変厳しい本町ではあるけれども、これは全道的な流れではありましたが、助成制度をしようという、これは平成23年度から国がそれをやるということで、23年度からみんな動き出すという考え方が多かった中で22年度途中からもう本町は踏み切ったという、それは非常に評価できると思うのです。さすが子供安全宣言をした町だなと言えると思います。ただ、この22年度実施に向けた、これは全道的には少ないのですが、その少ない町村の中でも全額助成しているところは結構あるのです。23年度は、なおさら全道的な流れでなるべく子供の負担をかけないということで全額助成をしている町村が半分以上いるのではないのでしょうか。そのときに本町としては、前年同様という流れはちょっと物足りないなと感じるわけです。24年度、国の助成がなくてもうちはやりますよという、その意気込みは結構だと思うのですけれども、やはり私はここでもう少し、子供は宝だと言っておりますし、その子供たちのために安心安全宣言をした町としては、23年度は少なくとももう少し高いレベルの助成または全額助成、他町村でやっているのですから、札幌市だってやっているでしょう。札幌市だったら何十万人も該当するのではないですか。当町は何十人で済むのですよね。だから、その辺子供たちのためにやってあげられたらうれしいのだけれどもと思うのです。基本的にこれからの、24年度以降のことについて継続するという考え方はわかりましたけれども、国の施策が24年度でまたこれが継続するという形になれば、結局他町村で進んでいるところよりはおくれているということにならざるを得ないのです。だから、この辺も踏まえて保健衛生を担当している者として、これはなかなか言いにくいところもあるだろうけれども、本当は町長が言ってくればいいのだけれども、もう一步踏み込めないか伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 1点目についてお答えしたいと思います。

先ほどの説明、ちょっとわかりにくくて申しわけありませんでしたけれども、就労支援B型作業所というのは施設としての拠点が必要だということでありまして、その拠点につきましては高校の柔剣道場に置くということでありまして、そのB型作業所が具体的に何をやるのかというその中核になっているのが農園の作業であるということでありまして、農園といってもどういう具体性がということでありまして、今私どもで聞いているのは、基本的には畑作が中心になるということでありまして、それらの農産物を生かした農産加工等も含めて、さらにソーシャルファームの事業の中で具体的な調査検討をしていくということになると思います。本来であれば、4月、5月にこういったソーシャルファームの活動に関する会議等も開催される場所なわけですけれども、若干そういった会議の開催ができておりまして、間もなくそういった会議の中でより具体的な調査の方向性と具体的なこの1年間の取り組みの検討がなされていくということだと思っております。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 子宮頸がん等についてお答えをいたしたいと思います。

確かに東海林議員の言われるとおり、全額助成を行っている市町村というのは大変確かに多くなっております。ですが、私どもの町としてはこの3種類のワクチン接種のみにかかわらず、執行方針でも述べていますようにインフルエンザ等についてもその助成の幅を広げて、さらにそれらも長く継続をしていきたいと、そういう考えでありますので、それともう一つはあくまでも任意接種であるということもありますので、1回目にお答えをいたしましたようにこれに限らず、インフルエンザ等も幅を拡大して、さらに長く続けていきたいという考え方でもありますから、何とかご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） ソーシャルファームの委託した成果がどうなっているのかが一番興味があることで、もう2年たっているのですよね。いろんな調査で視察して歩いたりした時期、それから何が可能なのかを選択する時期、そしてそれをやるとしたらどうやらなければならないかという方法を検討する時期も今であればもう既にこの方法論のほうに入らなければならない時期で、では何をやるのかというのは決まっていなければならないと思うのです。もう高等学校の移転も目の先に来ているわけですよね。だから、この辺3年目のあり方として、町としては期待した内容になっているのですか。私はもう少し、例えば農作業、畑作中心というのであれば、何を植えて、販売がどのぐらいいくのか、どのぐらいの利益があって、就労のための賃金として月額幾ら程度になるとか、そういうきちっとした計算がもうでき上がっていないなければならない時期だと思うのです。そのためにいろいろ準備をするというのが最後の年だと思うのですけれども、委託した側ですから、受託した側の成果を町はどういう評価をしているのかなというのがちょっと疑問に思うのですが、今のような進み方を想定してのことであれば、それはそれで結構ですけれども、ちょっと漠然としているなと思わざるを得ません。もしわかれば、例えばの話だけれども、

畑作で何を植えて、何をどう売るのでしょうか。これ1つだけでも教えてください。

それから、私は全額補助なんていうのは、本来は逆に言うところとあり得ないなと思うぐらいのことなのですけれども、補助というのは部分的なものであって、全額補助というのは昔からよく言われていることなのですけれども、それはもらう側にとっては一番いいことなのだけれども、ただ子供の数は少ないのです。その子供の健康を守るためにその辺を、財政難を理由にしていいのかなど。そこだけは、財政難であっても援助してやってもいいのではないかなと思う部分がこの子供の予防関係のものだと私は思うのです。ほかのものは少々我慢してもいい、不自由をしてもいいけれども、ここはやっぱり子供を大事にする町だというあかしを私は求めたいのです。だから、今々はいいい答え方はできなくとも、これらに向けての検討はしていただけるかどうかだけでも聞きたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） まず、委託事業の成果が期待したものになっているかということでありまして、でき得ればやはり地域資源を生かして、さらにこのソーシャルファームとしての利用者の就労だけではなくて、地域での雇用の機会が拡大できるような新しい起業化ということを、その可能性に挑戦していただきたいという趣旨で期待していたところがあります。ただ、最低限天北厚生園が新体系に移行していく中で必要な事業の選択をこの中でしていただき、この事業にかかわった人たちの継続的な雇用につながれば、一定の最低限の成果ということになるのではないかというふうにとらえているところもありまして、そういう面では最低限の成果としてのクリアについてはなお期待していきたいというふうに考えております。あと、この1年間の中でさらにいろんな可能性について、B型作業所ができた後でも検討がつながっていけるようにできればいいのでは……この事業が完了した以降もつながっていけるような成果というか、研究のプロセスを残していければいいのではないかというふうに思っています。

あと、農園における具体的な作業といたしまして、1つは普及センターが力を入れていただいているというふう聞いておまして、普及センターが地域の学校給食に提供できるような地元産の野菜を厚生園の農場などで検討していくと、そういったようなことを一緒に進めていくというふう聞いております。そのほか具体的な商品の作物としてニンニクだとか、あるいは精油をしていく、油を搾るということを想定したヒマワリというようなことも考えているというふうには聞いております。ただ、若干ちょっと私のほうで押さえている情報も古いので、直近の情報ではないかもしれませんが、そういったことが検討されてきているということだけは聞いております。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 子供たちの子宮頸がん等の助成の関係について私からお答えをいたします。

まず、基本的には子供たちは日本の宝であると、これはもう間違いありません。そういう意味で、平成22年度に中学生までの医療費を無料化したと。これは、本当に北海道

約179の町村がある中で数少ない施策でないかなと思います。そういう意味で、子宮頸がんやインフルエンザ、肺炎球菌等々について500円ということで昨年決めさせていただいて、子宮頸がんは1,000円ですけれども、1回1,000円の負担でありますから、ただにするとことはなかなか難しいと。ただ、ことしはインフルエンザの予防接種についても500円まで引き下げようと。これは、大人も子供もみんなそうでありますけれども、引き下げてできるだけ感染予防に対応してもらおうと、こういうような施策も新たに組んだわけでありまして、いろんな関係がありますから、今私どもが少なくとも個人負担ということで子供たちは500円ということでやっています。そういう意味では、子宮頸がんについては1回1,000円の負担をさせていただいていますから、それを500円に下げられないかどうかと、こういうことを担当課と十分に協議をしてみたいなど、このように思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 以上で私の質問を終わらせていただきますが、前向きなお答えもありましたことに非常によかったなと思っておりますが、まだ質問を続けられればいろいろ質問したい事項もまだ残るわけです。そういう私のほうの気持ちもしんしゃくして事業執行に当たっていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（村山義明君） これで東海林さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号2、議席番号2番、細谷さん。

○2番（細谷久雄君） 皆さん、こんにちは。このたびの町議会議員選挙において町民のご支援をいただき、議員として当選させていただきました細谷でございます。この4年間、町民の負託にこたえるよう誠実に一生懸命議会活動を努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。きょうはまた新人で初めてのことで、よろしく願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、順に質問させていただきます。1つ目が有害鳥獣駆除対策の強化について。近年、野生鳥獣の生育分布の拡大、増加とともに、エゾシカが本町でも急激にふえ、農林業被害が深刻化しております。町政執行方針でもこの対策が述べられておりますが、いささか不十分と感じております。ことし町では、4月から10月末までの期間でハンター9人に1頭当たり6,000円の報奨金でエゾシカ駆除を依頼しております。しかし、駆除したエゾシカの処理、処分はすべてハンター自身に任されており、頭数の増加やハンターの高齢化が進む中で個々の負担が大きくなっているのが現状です。このままでは、適切な処理、処分が困難な状況に陥り、駆除が停滞することになりかねません。被害の深刻化、広域化に対して有害鳥獣対策を根本的に強化する必要があると思っておりますが、町長のお考え方を伺いたいです。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 有害鳥獣駆除対策についてお答えをいたします。

近年、エゾシカの生息数が急激な増加により町内でも農林業被害や交通事故などが多く発生しており、もはや被害ではなく災害と言える状況になりつつあります。このようなことから、町が構成員でもある宗谷地域総合開発期成会としても国の機関や北海道に対し、エゾシカに対する被害防止対策はもとより、駆除後の処理施設の整備等に対し、要請を続けているところであります。また、一方では南宗谷鳥獣担当課長会議を開催し、南宗谷地域に動物の焼却施設ができないか検討をしているところでもあります。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再質問させていただきます。

今言われたように被害ではなく災害と言えるのであれば、これはもう早急に対応し、処理すべき問題ではないですか。要請や検討をしている場でないと私は思います。

まず、再質問といたしまして、1つ、町内のエゾシカ生息数の把握はできているのか、またことしの駆除目標の100頭の根拠はどこにあるのか。

2つ目といたしまして、駆除後の残滓処理をハンターの責任にすれば、ハンターの高齢化に伴い駆除の実績は期待できないと思います。町や農協が残滓処理にかかわる考え方はないのか。これは、北海道新聞の5月の17日の新聞なのですけれども、名寄市では駆除シカ処分ということで、市とJA道北なよろでつくる市有害鳥獣農業被害防止対策協議会がハンターとの協議をやって、ハンター側からこのままでは適切処分が困難になると意見が出され、このため市はハンターにかわり処分を受け入れることを決めたと。それで、風連地区のごみ処理場内に仮設の埋設場を設置し、本年度までには施設をつくり、焼却処分を行う見通しだと。こういうこともできるので、町としても検討をしてほしいと思います。

それと、3つ目として、国や道へ処理施設整備の要請をした担当の議長会議で焼却施設の検討をしている、これでは現実可能なのか、もっと積極的な活動をすべきではないか。例を挙げれば、エゾシカ被害対策委員会を組織し、積極的に取り組み、方法論や要請活動を検討すべきではないかと思いますが、この3つの質問について町長の考え方を伺いたい。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 生息数だとか100頭の目標を掲げた関係については担当からお答えをいたしますけれども、エゾシカ対策というのは1つの町村だけで問題を解決するのはなかなか難しいと私は思うのです。エゾシカは、ここは中頓別町ですよと、浜頓別町ですよと、私は中頓別町で生まれたから浜頓別町に行きませんよと、そういうことにはならないわけでありまして、それぞれ広域でこういう問題に対応していくということが必要かなど、私はそう思っております。

それと、もう一つは、残滓処理するのにその施設を整備するのにどのぐらいの財源が必要なのかと、いろんなことが今後調査または検討していく必要があるのかなと思います。特に私は、こういう広域的に物事をやらないとまらないものについては、少なくとも北海道がその力を発揮をして対策を講じるべきであると、こういうような考え方を持っており

ます。そういう意味では、今回道の人事異動等でエゾシカ対策室が設置をされました。職員も今まで4名ぐらいの職員が十数名に拡大をされて対応をしていくと、こういうようなことを言われております。ただ、この宗谷管内は道東等と比較をするとエゾシカの数はまだまだ少ないような話がされております。そういう意味では、まだまだ宗谷管内、総合振興局、それから稚内開発建設部もまずはっきり申し上げて力が入っていないと、こういう状況であります。5月の20日にも地域づくり連携会議が豊富町で行われました。村山議長も商工会の関係で出席をしておりましたけれども、私もその中でエゾシカ対策について、今までのような考え方でやっているのは生ぬるいのではないかと、言えばまずまだまだ積極的にこの対策をしていかなければエゾシカ対策の問題は解決できないと、こういう話をしましたけれども、しかしながら地域づくり連携会議としても本年度のペーパーが昨年度と同じ文言であると、そういう意味では残念であると。しかしながら、私も先ほど話したとおり、災害のような状況になりつつあると。これが本当の災害になったら大変なことになりますから、少なくとももう少しスピードを上げた中で、ぜひ南宗谷で最終残滓処理ができるような焼却施設を建設するために最大限の努力をしてみたいと、こういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 小林産業建設課参事。

○産業建設課参事（小林嘉仁君） エゾシカの生息数につきましては、北海道のほうでも何頭程度ということで整理をかけているところではございますが、中頓別地域あるいは宗谷域でどの程度生息しているかというのはちょっと不明だというふうな話をされております。ただし、中頓別町におきましてもエゾシカのライトセンサスを毎年実施している状況でございまして、100頭を超えましたのが平成19年度、この時点で131頭、20年度が129頭、21年度が151頭、平成22年度が109頭というふうになってございます。これを受けまして、広域的な駆除を実施しなければならないということで進めてきている状況でございます。

あと、100頭という部分の目標でございまして、これはあくまでも当初の目標でございまして、今年度中、例えば100頭を超えるというふうな状況になりましたら、目標等を変更して上位修正をするというふうな考え方でございます。あくまでも今宗谷総合振興局のほうに出している目標頭数を100頭というふうにしているだけでございまして、途中からの変更、上のほうに上げるということも考えてございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再々質問をさせていただきます。

まず、ハンターのやる気を起こすためにも有害駆除を強化してエゾシカの残滓処理、処分については早急に町側として結論を出してほしいと。

また、町長が町政執行方針でも述べていたように、さまざまな魅力ある地域資源を洗い出し、それを生かした新たな観光振興の可能性を深めるためにもシカがいたら困るのではなく、人間と共存共栄の立場に立って考える必要があると私は思います。そして、最終的

には有害駆除したエゾシカの肉の利活用対策を確立させ、中頓別独自のエゾシカ肉の流通システムを確立することで地元の資源や生産物が地元で消費されれば、地域内の経済効果が上昇し、雇用が生まれると思うのですけれども、町長はどう考えますか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） まず、初めの質問にお答えをしますけれども、残滓処理施設、焼却施設でもいいのですけれども、その施設については来月だと思いましたがけれども、南宗谷の鳥獣の担当課長等が実施をしている地域に行つて施設を見てきて、それがこの南宗谷に適しているのかどうなのかと、そういうようなことも計画をしているようでありますから、そういう視察等をしてきた結果等を踏まえて、できるだけ早く南宗谷として結論を出していきたいと、このように思います。

次に、後段の質問でありますけれども、今シカ肉の利活用、道内でもいろいろ言われておりますけれども、そういう中でこういう利活用をする施設を建設をしたり、またはそういう施設があるのであれば自分たちがやってみたいというような組織等ができ上がってくれば、私は応援をしていきたいと、このように思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） 以上でこれについての質問は終わりたいと思いますが、道は6月の機構改革で町長が言われたように生活環境部に初の専門組織となるエゾシカ対策室を設けておりますので、推定64万頭のエゾシカを着実に減らすためにも道と連携し、早急な対応をお願いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん、先ほど申し上げたとおり来ていますので、中断しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○2番（細谷久雄君） わかりました。

○議長（村山義明君） 休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時56分

○議長（村山義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

このまま午後1時まで昼食のため休憩としたいと思います。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を続けます。

細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、2つ目の質問をいたします。

公共事業の継続と雇用の確保について。本町では、稚内建設部や宗谷総合振興局発注の工事が毎年行われ、地元業者の育成と雇用の確保が図られているのは喜ばしい限りです。しかし、宗谷総合振興局発注の林道工事の中にはことしで工事最終年度を迎えるものもあり、公共事業の大幅な減少を肌で感じております。これに東日本大震災の影響による景気低迷が加われば、どの業界でも倒産の危機が高まると考えております。地元業者、町内業者の存続と雇用の確保のためにも本町で国や道の公共事業を継続させるよう強力に働きかける必要があると思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 細谷議員の公共事業の継続と雇用の確保について私からお答えをいたします。

近年、国や道においては社会資本整備費が大幅に削減されておりますが、町としては町民の生活環境の向上や町内を通過する車両等が安全で安心して町内を通過してもらえよう、あらゆる機会を通して国道や道道の改修または河川改修や林道の開設等を要望してまいります。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

町から国や道への工事の要望をしているそうですが、どのような形で行っているのか、具体的に教えてほしい。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） それぞれいろんな期成会等々がありますし、または町が独自でそれぞれ課題を要望していることもあります。まず初めに、要望団体としてお話をしますけれども、午前中の一般質問でも答えましたけれども、宗谷地域の総合開発期成会、言えば稚内市を含めて宗谷管内の10市町村が一緒になって道や国等に要望をしております。また、幹線道路稚内音威子府間の早期整備促進期成会、稚内市と猿払村、浜頓別町、中頓別町、そして音威子府村と、こういうもので形成をしているのもあります。また、宗谷総合振興局の地域社会資本整備推進会議というのもありまして、こういう中でも要望しております。具体的に今現在来年度に向けて要望している事項を申し上げますと、まず稚内開発建設部に対しましては国道275号線の上駒地区の歩道の新設であります。言えば知的障害者施設、天北厚生園が利用しようとしている旧高校の寄宿舎の場所から市街に向けての歩道の新設をお願いをしております。それから、弥生地区の道路改良事業でありまして、トンネルから寿のほうに向かってのマウンドアップ等々や急なカーブの解消をお願いしております。それから、敏音知地区の急カーブの解消でありまして、藤山地区、松田さんの近くの急カーブの解消をお願いしております。それから、小頓別地区のマウンドアップの解消ということで山本さんの家の近くの旧頓別川の橋梁の場所の改修をお願いをしております。それから、宗谷総合振興局に対しましては道道中頓別停車場線の道路改良、山上さ

んのところから味久さんまでの道路改良をお願いしておりますし、また頓別川の河川改修ということで弥生から寿に向けての改修をお願いしております。それから、道道美深中頓別線の地すべり対策として兵安地区のガロウ橋ですかね。あそこの地区の地すべり対策をお願いしております。また、林道関係では松音知地区の林道開設ということで道営の林道開設を松音知から敏音知に向けての新設をお願いをしているところであります。

以上であります。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） 道営の林道工事などは、僕ちょっと聞いたのですけれども、工事費の25%の町の持ち出しで工事が可能であると聞きました。長期工事事業の継続のためにも、ぜひとも町内企業の存続と雇用の確保のためにも今後とも要望を続けてほしいと思います。

以上で私の質問を終わらせてもらいます。

○議長（村山義明君） これで細谷さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号3、議席番号3番、本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 受け付け番号3番、本多です。2点について質問をしたいと思います。

1点目、幌延の深地層研究施設は安心、安全か。これについてですけれども、少々言葉が不適切かなと思われるので、やや訂正をしたいと思います。訂正するところというのは、周辺の町村に「ばらまかれた深地層研究にかかわる交付金」というところですが、ここのところを「交付された電源立地地域対策交付金」というふうにしたいと思います。

では、質問ですけれども、このたびの福島原発事故を目の当たりにして、原子力発電の未完成で危険なこと、使用済み核燃料もさらに大変危険なものであることを再認識させられました。経済性を最優先して進められてきた原発の安全神話は崩壊したものと思っております。平成15年から周辺の町村に交付されてきた電源立地地域対策交付金は、やはりこの点、迷惑料、危険手当だったのかと思わざるを得ません。そこで、次の点を伺います。

幌延深地層研究の進捗状況をどのように把握しておられますか。

2つ目、核廃棄物の持ち込みや最終処分場について現在の考えを伺います。

3点目、当町にも合計で1億円くらいの交付金が支給されていると思いますが、その性格についてどのようにお考えですか。

4点目、幌延町が宗谷管内の自治体の一員となり、研究施設が同じ管内に所在することになりました。管内共通の問題を協議する宗谷町村会としてはどのように考え、対応していますか。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 本多議員の幌延の関係についてお答えをいたします。

幌延町で行われている深地層研究に関しては、毎年日本原子力研究開発機構幌延深地層

研究センターから事業計画と成果報告に関する説明が行われており、担当者に進捗状況などを把握させているところでもあります。

次に、幌延町への核廃棄物の持ち込み及び最終処分場となることについては、平成12年に制定された北海道における特定放射性廃棄物に関する条例及び北海道及び幌延町、核燃料サイクル開発機構の3者で締結をした協定書があり、あり得ないことだと認識しております。

電源立地地域対策交付金は、平成15年9月3日付で北海道経済部長通知でも確認されたとおり、地層科学研究と地層処分研究開発を内容とする深地層研究計画を円滑化に推進することを目的としたものであると理解しております。

幌延町における深地層研究計画につきましては、前述のと通りの認識であり、宗谷町村会に所属する町村から深地層処分計画に対する問題提起等は現在のところありません。

以上であります。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 2点目の質問の核廃棄物の持ち込みや最終処分場についてのところは、幌延というふうに限ったわけではありません。やはり中頓別町として、隣接の町村ですけれども、それでは中頓別町にとって大丈夫なのでしょうかという、そういう意味合いを込めたつもりですけれども、再質問をさせていただきます。

この3者協定があるから、核廃棄物の持ち込みはあり得ないことだと認識しているということですが、3者協定には幌延町と研究実施区域には持ち込まないとうたわれているのですが、周辺町村のことには触れられていません。それと、使用済み核燃料を安全に処理する技術が確立されていない今、それが日本じゅうの各原発の冷却用プールなどに貯蔵保管されているようなのですが、その貯蔵許容量の限界が迫っている、あと二、三年でそれが満杯になるところもある、それから原子力発電環境整備機構や経済産業省が最終処分場を必死で公募しても、億単位の交付金を出すからといっても申し込みがなくて、強引な申し入れが行われるのではないかという心配、それからこのたびの原発事故でも明らかになったのですが、日本列島、北から南まで活断層だらけで地震多発地帯に原発が集中している。その活断層が割と少ないのがこの道北の地域だと思うのです。そこで、やっぱり幌延町、もちろん幌延町、中頓別町を含むこの道北の地域、大丈夫なのかなという心配に、それが心配になります。中頓別町への核廃棄物持ち込みや最終処分場の候補地となる可能性についてはどういうふうを考えられますか。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 私は、中頓別町を最終処分場にするという考えは全くありません。本多さんに頼まれても私はありませんので、心配はしないでいただきたいなと思います。基本になるのは、3者協定もありますけれども、北海道における特定放射性廃棄物に関する条例がありまして、この中では言えば北海道として特定放射性廃棄物の持ち込みには慎重に対処すべきであり、受け入れがたいことを宣言をすと言っています。これは、幌延

町を指しているわけではありませんで、北海道全体を指しているわけです。ですから、そういう面から含めて北海道も核の放射性廃棄物は持ち込まないと言っていますし、私、中頓別町長の責任者として中頓別町にそういう施設を受け入れるという気持ちは今現在のところ本当に皆無でありますから、ご安心をしていただきたいなと、このように思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 今の町長のお答えを聞いて安心はしました。8年前の9月にも交付金が出るとか出ないとか、そのときにも同じようなことをお尋ねしましたがけれども、断固反対していくというような姿勢だったので、変わっていなければいいなと思ってお聞きしました。ただ、道の条例、放射性廃棄物に関する道の条例をすごく頼みにしていらっしゃるようにも思えるのですけれども、条例はやはりいつでも変えられるものである、法律の前には意味をなさなくなる、そういう点もありますので、法律、道の条例がどんなふうになろうとも中頓別町には核廃棄物の最終処分場などは持ってこさせない、そういう姿勢、立場を貫いていただきたいと思います。

また、宗谷管内9町村中、幌延町を含む5町村が電源立地地域対策交付金を受けていて、中頓別は絶対拒否するということですが、この地域が処分場候補地にもされかねない、そういう当事者的な立場ではないかなと思うのです。幌延町にも、それからもちろん中頓別町を含んで隣接町村にも処分場は要らないという共通の認識に立って連携をとるためにも宗谷町村会に意見交換、せめて意見交換程度を提起すべきではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） なかなか難しいことでもあります。これは、幌延町が宗谷町村会に編入をしたから、編入をしないからという問題では私はないと思うのです、まず基本的には。言えば今の深地層放射性廃棄物の研究施設は、幌延町が宗谷管内に入っても留萌管内にあっても場所は同じ場所でありますから、そういうことからすると今までどおりの考え方を貫いていかなければならないだろうと思いますし、もう一つは幌延町における深地層研究に関する協定書の中の第5条に研究実施区域というのがあります。この区域というのはどこまでを指しているのか、ちょっと私もわかりませんが、言えば幌延町の研究施設だけを指すのであれば、わざわざ研究実施区域という定めをしなくてもいいのかなと、こう思うのです。そういう区域には、恐らく近隣町村も含まれるのではないかなと、私はそういう考え方を持っていて、研究実施区域を将来とも最終処分場とはせず、幌延町に中間貯蔵施設を将来とも設置をしないと、こういうふうになっています。なっているのです、協定書には。それからすると、私は近隣町村も将来とも最終処分場とはしないのだよと、そういう解釈をしているところでもありますから、宗谷町村会として特別この問題に対して今それぞれの町村からこれに対する心配もしていないような状況でありますから、無理をして寝ている子を起さなくてもいいのかなと、そういう気もいたしております。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 質問は3回目終わりましたので、質問ではありませんが、少々述べたいと思います。その協定書の研究実施区域というのがどこまでを指すのかわからないということでしたけれども、私もこれは近隣町村、私は近隣町村が含まれているとは全然思っていませんでした。また調べてみたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。2つ目の質問ですけれども、教員住宅の充足と整備、改善を。昨年度まで町外から通勤されている教職員が多数おられて、住宅が不足しているのではないかと気になるところです。地域住民の一人として、教職員の方々にはできるだけ町内に住んでいただきたいと願っております。町としてもそのようにお考えとは思いますが、隣の町に住むか、職場のある地元に住むか考えるとき、住宅もまた大事な要素になると思います。そこで、次の点を伺います。

1点目、小学校、中学校の教職員定数に照らして住宅は充足されているでしょうか。現在の状況と今後の見通しを伺います。

2点目、築30年を過ぎた住宅もあり、ふろ場やボイラー等の修繕、改善が必要ではないでしょうか。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 教員住宅の充足と整備、改善につきまして、柴田教育次長から答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） ご答弁申し上げます。

教職員定数は、小学校13名、中学校12名の25名です。教育委員会管理の町有職員住宅は19戸です。町外から通勤の教職員が4名で、町内共働きが2名いますので、不足が1戸でした。不足分については、町管理の町有職員住宅に入居をさせました。今後の見通しですが、町外から通勤されている方が異動した場合は住宅が不足することも予想されますが、教職員同士の共働きが多い中では見通しを立てづらいのが現状であります。築30年以上の住宅もあることから、今後の異動の動向を勘案し、必要な教職員住宅の確保に努めてまいります。

(2)番目ですが、ご指摘のとおり浴室の形状が古く、快適とは言いがたい状況であります。住宅の不足の状況も踏まえて改善するよう努めてまいりたいと思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 教職員定数が何らかの事情で一、二名減ることはあっても小中学校合わせて二十三、四名というのはほとんど変わらないと思います。うまいぐあいには自宅通勤の教職員が毎年何人もいらっしゃるには限らないと思うのです。共働きが多い中で見通しを立てづらいということですが、共働きの方には隣の町ではなくてぜひ中頓別町に住んでくださいと言えるような住宅環境にすべきではないかと思うのです。町民にとっても子供たちにとっても先生方が地域に住んで、地域との結びつきを深めてくださる

のはとてもよいことではないでしょうか。ことしも1戸不足していたということですが、せめて1戸ぐらい建てることはできないのでしょうか。もしどうしても事情で住宅が余ってしまえば、住宅ですから、お試し暮らしもあるでしょうし、いろいろな活用はできると思います。

それから、町政執行方針には快適に暮らすことができる生活環境の整備というのが取り上げられております。住宅の解体も取り上げていらっしゃいますけれども、解体と同時に修繕、改善というのも快適な環境には欠かせないと思うのです。築30年たった住宅は壊す方向で考えるとかではなくて、やはり修繕、改善して何とか長もちさせる方向で長く使うという方向にしなければいけないのではないかと思います。その修繕、改善ですけれども、トイレは水洗化が大変進んでいるようですけれども、次はやはり快適な生活のためには浴室ではないかと思うのです。ワラジムシがぞろぞろ出てきたり、ボイラーが故障するというような状況では快適とは言いがたいのではないかと思うのです。一遍には無理だと思えますけれども、1年に1軒か2軒でもユニットバスなんか改善できないものでしょうか。2点を伺います。

○議長（村山義明君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 平成22年度においては、教職員の住宅が21年度から22年度にかけてですけれども、若干余っております、町のほうと話し合いをして1戸、町のほうに実質所管がえをして使っていただいている状況もありました。こういった状況でありますので、その住宅、1回入ってしまうと教職員住宅なので戻してくださいというのもなかなかやりにくいことではありますけれども、そういった状況もありますので、今後住宅状況については十分見きわめて建設も含めて検討をしてみたいと思います。ただ、ここ三、四年については教職員の異動の範囲も平成23年度の当初で大幅な異動がありましたので、かなり今後の異動については縮小されてくる状況になろうかと思いますので、そういった部分も含めて今後検討をしてみたいと思います。

また、浴室につきましては、ご指摘のとおり非常に古い住宅、主に古い住宅が非常に快適でない状況にありますので、今後とも町のほうに要望しながら改善に向けて努力をしてみたいと思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 改善に向けて検討する、建設も含めて検討するということですが、そのところはぜひ実現の方向で頑張っていただきたいと思います。ここ最近、中頓別町は人口減が大変心配されて、皆さん心配しているのですけれども、やはり教職員の方々、転勤族ですけれども、1人でも2人でも中頓別町に住んでもらえるように町を挙げて努力しなければならぬと思いますし、教育委員会としても頑張っていただきたいと思うのです。自然環境がすばらしい上に、中頓別町は子育てや教育の環境が申し分ないのですというところを大いに宣伝して、転勤するなら中頓別町、住むなら中頓別町というふうに思ってもらえるように頑張っていただきたいと思います。転勤族の方々、やはり行

く先々であてがわれた住宅に住むしかないのですから、そこそこ快適な住宅を用意なくてはならないと思います。また、転勤族の方とはいえ、何年間にもわたって町に住んでいただけでもさまざまな、お金のことは余り言いたくはないのですけれども、経済的効果というのも必ずあると思いますので、ぜひ住宅の建設、それから改善、実現するように頑張っていたきたいと思います。

○議長（村山義明君） 質問終わりですか。

○3番（本多夕紀江君） はい、これで終わります。

○議長（村山義明君） これで本多さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号4、議席番号5番、星川さん。

○5番（星川三喜男君） 受け付け番号4番、星川です。私は、2点質問をさせていただきます。

まず、1点目、町の公共的団体への指揮監督についてでございます。本町には、商工会、農協、自治会等の数多くの公共的団体があると思いますが、その数や活動実態はどうなっていますか、お伺いします。

これらの団体の多くには、直接的、間接的に町の補助金が出されており、町長は総合調整権に基づきその実態を把握し、しっかりとした指揮監督が必要だと私は思っております。これらの団体から事務の報告、書類及び帳簿の提出を受け、実際に事務の視察は行われているかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 星川議員の町の公共的団体への指揮監督について、遠藤総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） お答え申し上げます。

今年度当初における予算計上補助金交付団体につきましては17団体であります。それぞれの団体の活動状況につきましては、担当課において事業実施状況や決算状況等を把握しているとともに、町補助金に関する実績報告や補助金申請に当たっては関連する資料の提出を必ず受けております。特に次年度への繰越金が多い場合には、補助金を減額するなどの措置を行ってきております。また、各団体運営における諸課題につきましては、担当課にて協議を受けるなど連携を図ってきているところであります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

ただいま課長より17団体に補助金が交付されているということですので、私も調べたところ17団体のほうに、この一覧表がありまして、この中でも本当に、中でも一番大きいのは社会福祉協議会のほうに約650万ですか、補助を出しておりますし、あと観光協会500万、そして商工会のほうにも550万、そして酪農ヘルパー、要するに農協のほうにも酪農ヘルパーとして285万等々を出されているのがわかりました。これですが、

事実上は補助金、交付金、貸付金などのこれは終局の受領者を含むと。これ地方自治法の221条第2項だったかな、に書いてあったと思いますが、例えば社会福祉協議会などを經由しての間接的補助団体にも町長の監督権は及ぶと考えていますが、どうでしょうか。これも町長からお伺いしたいと思います。まず1点目です。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 地方自治法の221条につきましては、予算の執行に関する町の調査権等がうたわれておりまして、第2項には地方公共団体の長は予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、こういうようなものに対してその状況を調査し、または報告を徴することができる、こうなっております。そういう中で、社会福祉協議会の補助金につきましては、言えば社会福祉協議会に働いている職員の人件費が主な交付金であります。そういう中であって、その事務執行の中身について町長の執行権が及ぶか及ばないかということにつきましては、社会福祉協議会に補助金を出しているわけでありますから、町の調査権は執行できると、それもありますし、町が補助金を出している団体でありますから、監査委員が調査をするということについてもこれは可能であると、こういう判断をしているところであります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再々質問をさせていただきます。

今町長の答弁とは、ちょっと私は違うなと思いますけれども、この問題を提起したのは確かに福祉協議会を経て間接的に補助団体とされているところからの、人からのお願いでこの質問をさせてもらっておるわけでございます。これは、活動経費の中で領収書等々を添付もなされていない団体等の人々が監査を受けた結果、出せと言ってもなかなか出してくれないというようなことから、このことは私たち会員が何としてでも認めてもらえないのを本来であれば町あたりがこれは監督責任があるのではなかろうかということを出してきましたので、いろいろ私もこの公共的団体等の監督、それから地方自治法のことを調べていけば、これはもう一つ、例えば旅費に関して、実際にこれ宿に泊まって宿泊したかどうかの確認、これはなされているかなされていないかです。これは、確かにいろんな補助団体に出されている中で、こういう経費が本当に実際にその場所に行って泊まっているか、それとも知人宅、親戚等々に宿泊してその会議に臨んでいるのではなかろうかなという、そういった指摘等々もございます。その中で、実際に出張に行ったのですけれども、泊まらなかった。俗に言うカラ出張ですよ。これは、業務上横領と呼ぶのではなかろうかと私は思いますけれども、その中で厳しい監督ということで、そういう領収書の提出もしかるべきやっぱり出させて検査するべきだと私は思っております。それは、確かに町長言いましたようにこれは町ではない、社会福祉協議会のほうで監査をすべきだとは言っておりますけれども、それはそれで間接的な調べかもしれないけれども、補助金を出している町としての本当の管理というのは、私は町長にあるものだと思っておりますので、こういった監督が必ずチェックをする体制を今後私はとるべきではないかと思っておりますの

で、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） お答えをいたします。

まず、町としては社会福祉協議会に補助金を出している関係であって、社会福祉協議会から上がってきたものがそれが正しいかどうかという監査をするということは当然あります。ただ、社会福祉協議会がそこから違う団体に補助をしている場合については、その社会福祉協議会が直接団体に補助を出しているわけでありますから、当然交付申請、それから実績報告書等々を検査をするという責任が社会福祉協議会にはあると、私はそう思います。そして、社会福祉協議会から町に実績報告が上がってきた部分については、それは内容的にどうなのかという検査をする必要性が、必要というか責任があると、こういうことで理解をしていただくことが正しいのではないかなと私は思います。ただ、社会福祉協議会というのですか。ちょっとその団体の名称、今個人的な名称が出てきたからそうでありますけれども、私のほうで社会福祉協議会に間接的にその団体に補助金を出して、そして間接的に社会福祉協議会がその団体に補助金を出してあるのなら別でありますけれども、町としては社会福祉協議会にその団体に対する補助金を出しているわけでは私はないと思います。そういう意味からすると、ちょっと今の質問に対して責任というか、監督権が町にあるということについてはお答えをしにくい部分があるのではないかなと、このように理解をしているところであります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 再々質問終わったということですので、これだけ最後に、町長のそうしたらチェックということで、これだけはお願ひしたいと思います。直接的に補助金を出されている団体等の最後の調整を、チェックを町長は必ず私はやってもらいたい。そこには領収書等々の添付を必ずしてもらって、チェック体制を十分にしてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、2点目の質問に入りたいと思います。地震に備え耐震対策の強化をとということでございます。このたびの東日本大震災で改めて自然災害への備えの必要性を感じたところでございます。この大震災を教訓として、本町の公共施設の耐震対策について質問いたします。役場庁舎は、地震や災害が発生した場合、対策指令本部となるばかりか、日常的にも多くの職員が勤務し、町民が訪れる場所ですが、耐震対策は万全でしょうか。また、消防施設や避難場所として想定される学校や体育館に耐震対策が施されていないならば、いざというときに住民を守ることはできません。明らかに大地震に耐えられそうにもない施設も見受けられますが、現在の耐震基準による各公共施設の適合状況、今後の補強工事の計画等についてお伺ひいたします。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 星川議員の地震に備え耐震対策の強化について、中原産業建設課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） ご答弁いたします。

役場庁舎、消防庁舎、病院等、主要な公共施設の多くは昭和56年の建築基準法改正以降に建設された新耐震基準に適合した建築物です。耐震改修促進法において、新耐震基準施行以前に建設された多数の者が利用する建築物で2階建て以上かつ500平米以上の幼稚園、保育所、2階建て以上かつ1,000平米以上の小学校、中学校、福祉施設、1,000平米以上の体育館、3階建て以上かつ1,000平米以上の病院、集会場、事務所、図書館等は耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めなければならないとされており、現在、災害時の避難所に指定されている施設で耐震改修促進法の規定に該当する施設は中頓別中学校だけで、校舎は平成11年度に耐震診断を行い、一定の耐震性があるという診断結果となり、体育館は平成21年度に耐震診断を行い、耐震性がない診断結果となったことから、今年度耐震改修工事を行うこととし、現在施工中であります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再質問をさせていただきます。

確認いたしますが、町民体育館は避難場所になっておりますか、耐震性はどうなっておりますか。

それとまた、小頓別、上頓別、敏音知、松音知等々の分断されている地域がありますがけれども、その地域の避難場所はどんなふうになっておりますか、これも伺いたいと思います。

また、もう一つ、大震災で浮き彫りになったことは交通の寸断による地域の孤立化であります。少なくとも1週間程度はもちこたえられる食料、燃料、電力、薬品などの備蓄がなければ、いろいろと報道されておりますけれども、今回の東北で住民の生命の安全確保もできないと私は思います。特に電力が大変今後必要でなかろうか、そのときは必要でなかろうかと思っておりますので、これは暖房はもとより私たちの基幹産業であります酪農に対しても本当に最悪な状況となりかねません。それと、情報の伝達ができなくなる可能性が高くなるのではないかと感じております。この際、町として何らかの形で必要最低限の発電機、またそれに対する燃料などを備えるなど対策を講じるつもりはないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 現在町の災害時の避難施設として指定されているのが18施設ございまして、議員言われました町民体育館についても災害時の避難施設には指定されております。あと、各地区においては、それぞれの地区の自治会館がそれぞれ災害時の避難施設というふうに指定されております。ただ、災害時の避難施設ということで、町の防災計画の中の避難施設というのは地震時の避難施設だとか、そういった区分はしておりません。あと、この18施設の中で昭和56年の新耐震基準の施行以前に建設された建物としては町民体育館だとか、あと地区会館でいくと寿と豊泉が該当するというところで

ざいますが、先ほど1回目の答弁で述べましたように耐震改修促進法においては先ほど述べた基準に満たない施設については耐震診断の義務づけがなされておられません。ということは、それに満たない建物については一定程度の耐震性が見込める施設ということであろうというふうに思っております。

あと、確かに建物の被害だけではなくて道路だとか電力だとか水道、下水道も含めてのいわゆるライフラインの問題も実際に地震に遭ったらあろうかというふうに思います。電力の関係で町に必要な発電機ということでございますけれども、これらについては今後町の防災計画の見直しも行われていきますので、そういった中で必要性も含めてそういったものの検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再々質問です。

今言われましたけれども、この地域外、要するに私たちの住んでいる小頓別、上頓別、敏音知、松音知なのですけれども、万が一そういったとき、だれがどうやってその避難場所に誘導するのか。これは、確かに地域の人らがちゃんと確認してやればいいと多分おっしゃるでしょう。でも、これはマニュアルも何もない、みんながどこに行ったら、どう行けばいいのかという地域の人らさえわかっていない現実です。そこで、行ったにはいいけれども、かぎがかかって入れない、何のための避難場所か、そういったのもやっぱりこれは役場を通してその管理人、またその地域等にちゃんとしたマニュアルを地域に周知徹底するというのもなされていないのが現状でございますので、早急にそういったものを策定し、地域に流してもらいたいと。

それと、昨年までいろいろな決算や予算の中でもそのことを、防災対策の会議が年に一回もなされていない等々を指摘されている中で、こういったような大災害が今現にここに来るかもしれないという今現在なのですけれども、やっぱり今後そういった防災の会議、対策をやはり最低でも年三、四回は今後必要でなかろうかなと思っております。その中で予期せぬことも想定しながらいろいろと会議を進めてもらって、町長のリーダーシップを発揮してもらいたいと思っておりますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） このたび3月11日の東日本大震災によって防災の意識がそれぞれ国民に植えつけられたのではないかなと、このように思います。そういう中で、これからの防災の対応については町も先頭になってやらなければならないことでもありますけれども、これはやはり地域も自主防災という意識を持ってもらわなければ、何から何まで行政が対応するというのもなかなか難しい時代になってきているのではないかなと思います。ただ、この防災、一般的に言われる法律に基づく防災会議というのは、主に防災計画等々の見直しだとか、そういうときに行われるものでありまして、そういう防災会議、一般的に言われる防災会議ではなく、それぞれ町内の防災に対する考え方、それから取り組みの状況、そういうものを自治会等と相談をしながら進めていくということが必要でないかな

と私は思います。そういう意味で、改めて庁内でこの防災に対する意識の高揚と、それから対策と、それから今後の取り組みをどうしていくのかと、そういうようなことをまず内部で十分協議をさせて、内容を検討した中で自治会連合会とも相談をしながら対策を進めていきたいと、このように思います。そういう意味で、それぞれ地域の皆さん方におかれましても自主防災ということも一つの視野に入れて今後協力をいただければなど、このように思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） これで再々質問も終わりました。確かに町長言われるように、今は自主防災がまず先手だろうと。自治会のほうを挙げて、やっぱり地域のことは地域でするのが一つの建前でございますし、これが本当の、皆さんと町民ともども手と手を携えて生活していくというのが本当の意味でなかろうかと思っておりますけれども、防災会議は直ちに進めてもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（村山義明君） これで星川さんの一般質問は終了いたしました。

議場の時計で2時まで休憩としたいと思います。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

受け付け番号5、議席番号1番、宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 受け付け番号5番、宮崎です。

まず、1つ目の文化財保護についてですが、中頓別鍾乳洞は昭和32年1月29日に道の天然記念物として指定され、今日まで保存と活用がなされてきました。町のシンボルとしての意味合いも大きいと思いますが、昨年11月、第1洞窟内で正確にはコケの除去作業が行われ、洞窟内の環境変化を心配する声がありました。担当の教育委員会としてはどのような指示を出されたのでしょうか、また文化財を担当する職員の方の立ち会いはあったのでしょうか、実際にはだれがどのような作業を行ったのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 宮崎議員の文化財保護についてのご質問でございますが、柴田教育次長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） ご答弁申し上げます。

平成2年度に第1洞内の見学者の安全確保と見学ポイントに照明を設置しましたが、照明が当たっている岩盤部分にコケ類が繁殖し、環境や景観が著しく低下していました。現状のままでは改善が見込めないため、教育委員会では道指定史跡名勝天然記念物であることから北海道教育庁の許可を得てコケ類の除去を実施したところです。

作業に当たっては、トビムシなどの生息環境に配慮し、洗剤や除草剤などの薬品は使用せず、また岩盤を削ったり傷つけないよう照明が当たっている部分のコケ類の除去のみを行うよう指示したところであります。作業は、町民の3名の方をお願いをし、昨年11月の22日、24日の2日間で行いました。除去したコケ類はバケツに保存し、担当職員、町の担当が観光部門と教育委員会職員を兼務している職員でありますけれども、の検査の上処分しています。また、コケ類の原因として光と温度による光合成が考えられるため、現状の照明をLEDライト、熱量が少ないのに取り換え、今後のコケ類の発生状況を観察していくこととしております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 今トビムシという名前を出していただいたのですけれども、第1洞窟内には昭和44年の北大の調査で吉井良三氏が体長数ミリのトゲトビムシの新種を発見し、環境省の絶滅危惧種に指定されているのはご承知かと思えます。トビムシの生息環境が最も適しているのは、第1洞窟内の一番奥であるとされていますが、コケが生えていたこの場所も作業を行われたのか。道の条例では、天然記念物の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をする場合は道教委の許可を受ける必要があるとされていますので、洞窟内の生態系にダメージを与えた場合も現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為に当たるかもしれません。事前に道教育庁の許可を得られたという答弁をいただきましたが、許可の申請書及び許可書といった正式な書面でのやりとりであったのかということも重ねて伺いいたします。

○議長（村山義明君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） まず、昭和44年に北大の探検隊が調査した段階で吉井良三博士は新属、新種の命名をされた。このときは2個体を持ち帰って調査した1個体がそういった新種でないかということで命名されております。この鍾乳洞の関係につきましては、教育委員会としては詳しい調査を行っておりませんが、こういった関係者の調査を主にその資料としておりますけれども、平成に入りまして平成17年、18年度に釧路昆虫同好会の須摩靖彦先生なのですが、この方がトビムシの北海道における権威の一人でありますけれども、この方が中頓別鍾乳洞で2年間、計5回の調査を行っております。その調査の資料もいただいておりますが、この新種と言われているトビムシについては光を大きくは好まない、暗いところに生息しているという若干そういった報告書もありました。そういった部分を含めて、除去作業において一番奥の段のコケ類の除去については、そういった部分からを含めて必要最小限にとどめるということで大丈夫だろうということで除去したところであります。道の現状変更申請も出しましたが、特にここの現状変更申請の中ではトビムシに特化した文書は出しておりませんが、現状変更許可を得ながら必要最小限にとどめるということでやってきております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 中頓別の名前が入った動植物の新種、実際絶滅危惧種となってい

るのですけれども、少なからずコケとともに除去された可能性はあるのではないかと危惧しております。実際には、作業後も虫を見たという方がいらっしゃるようで、絶滅したというわけでは決していないと思いますが、文化財保護行政、生物多様性をうたった環境基本条例を行政は実践できているのでしょうか。その上で、新種のトビムシの調査を専門家に依頼し、その結果を報告してもらうことが文化財保護行政を担う者の最低限の務めだと思いますが、実施していただけないでしょうか。

また、今後新種のトビムシの生態調査と洞窟内の保全対策をどのように進めていくのか、責任者の方にお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 今言われたように、実際にきのうもトビムシがいると確認した方もいらっしゃいます。そういった意味におきましては、これから文化財保護委員等々関係者も含めまして今後どのような対応をしていくのかということをもまず検討させていただきたいと考えております。そして、当然観光の部分も触れます。それから、文化財の保護、それから観光の環境整備等も含めてありますので、それらの保全も含めてこれからどのような方向性があるのかも含めて関係者と繰り返しになりますけれども、検討させていただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） わかりました。これからもこの町のすべての貴重な財産に対し、調査保全を第一に考えていただきたいと思います。

それでは、次の質問ですが、医師養成費貸付金に係る訴訟についてということで、本町では医師や看護師を養成するために平成2年から条例に基づき多額の予算を組んで自前の医療スタッフを育成してきました。そういう中で、貸付金の存在自体を認めないという債務不存在確認調停に至ったわけですが、不調に終わり、その後借りた側から訴訟が提起されました。今後の町の対応と方針を町長にお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 私から医師養成費貸付金の訴訟についての質問に対してお答えをいたします。

原告である医師より町に対し、平成2年付金銭消費貸借契約に基づく1,998万円の債務を負担していないことを確認する、並びに訴訟費用は町の負担とするとの訴訟が平成23年4月22日付で原告訴訟代理人の小林史人氏より旭川地方裁判所名寄支部に提出されました。直ちに私は、北海道町村会の顧問弁護士である佐々木総合法律事務所に訴訟事件に関する対応をお願いをいたしました。今後は、裁判の推移を判断しながら弁護士とも相談をし、反訴提起を行うことも考えているところであります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 今お答えいただいたとおり、町長が反訴まで考える強い気持ちをお持ちなのは理解できました。その上で私が問いたいのは、契約書に基づく早期解決の道

です。一刻も早く訴訟に至る原因を取り去り、中頓別町と国保病院の信頼を回復するための方策を実施すべきだと思います。貸付金の契約書を見る限り、焦げついた場合には契約書第5条の公正証書、これはお金が返済できなくなったときに備え、いつでもその人の財産を差し押さえて換金できるようにする制度ですが、先輩議員に経過をお聞きしたところでは平成2年に契約を結ぶ当時、この手続が行われていなかったとのことでした。公正証書があれば訴訟になることもなかったのではないのでしょうか。

また、契約書第10条で4名の連帯保証人が現金で担保を提供していたわけですが、これを返還してしまったこともやはり町としてのミスであり、責任があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） まず、平成2年の契約書の当時の詳しいやりとり、住友一男氏または山上町長等々の詳しいやりとりの記録が一切書面上残されていない、こういうことで当時の経過というのはほとんど皆無の状況であります。こういうようなことで大変私としても申しわけない状況になっていると、このように認識はしているところであります。

次に、保証人の関係の言えば預託金の関係でありますけれども、当時、平成13年でありますけれども、当時の町長から文書をいただいて、手紙をいただいて、その中身を見て、その保証人の預託金の意味合い等をその手紙によって理解をして私は当時、議長、副議長、それから各常任委員会の委員長さん等にも個別に会って手紙を見せて返還に対する了解をいただいて返還をしたと、こういうようなことであります。ただ、今弁護士といろいろ相談をさせていただくと、その返還に対することについてこうだあだという考え方よりも連帯保証人としての意味合いからすると、言え本人が払わない場合については一般の保証人と違って連帯保証人は債務者と同じ負担を負うことになるのだと、こういうような話でありますから、今後についても連帯保証人の方々と話し合いもしていくのも一つの方策であろうと、このように思います。本人から訴訟の通知、代理人の弁護士から通知が来たときも5月の17日に連帯保証人の2人にも会ってその旨お話をいたしております。そういうことで、連帯保証人の方も訴訟をされたという理解をしておりますから、そういう面で今の状況というのは十分認識をしているだろうと思います。ただ、私は貸した本人が払う能力があると、こういう理解をしていますから、連帯保証人の方についても責任はありますけれども、ぜひその訴訟に勝って本人から納めてもらおうと、こういう強い決意を持っているということでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 今町長にお答えいただいたように、債務者の資産状態や支払わない理由などは一切考慮せずに支払い義務があるというのが連帯保証人で、医師や看護師の養成に関する条例は全国各地の自治体で制定されており、本町の裁判の行方いかんでは影響は大きいと思います。平成2年当時の議員も条例の制定には全面的に賛成したはずで、その正当性を裁判所が認めないとしたら、自治そのものが壊れてしまう問題ではないでし

ようか。貸付金を借りるか否か、これも今の答弁のとおり当時20歳を過ぎていた当人には契約書の内容を理解する能力があり、事実月々の返済額の変更はありましたが、返還し続けてきた事実があると思います。それだけに訴訟に至ったことは本当に残念だと思います。以前議員に配られた訴状を読みますと、契約そのものが無効と主張されておりますが、町長としては当然有効と判断していることで間違いないでしょうか。有効であれば、既に月々の返還金が10カ月滞っており、保証金はなくても連帯保証人にはこれを支払うべき義務が生じていると。これは、連帯保証人の定義ではそういうふうになっております。早期解決を考えると、あとは連帯保証人と債務者の間で解決してもらうべき問題だと私は思うので、町としてはまず契約書の内容を自治基本条例に基づき町民にも情報公開することが必要だと思います。そして、連帯保証人に残りの貸付金を返還してもらい、訴訟の原因である金銭問題を片づけるのが中頓別町と国保病院の信頼を回復するための一つの方策だと思いますが、そのおつもりはあるでしょうか。

また、監査委員の例月出納検査では連帯保証人と相談すべきと指摘されていますが、会計年度もかわり、既に相談の時期を過ぎていると思います。相談ではなく、やはり契約書に沿って返してもらうよう求めるべきだと思います。

そして最後に、今回の訴訟の根本的な趣旨としては、無関係の一町民が訴えられているのではなく、やはり実質は行政及び議会が被告であり、訴訟費用についても税金で支払うものではないと思います。私は、新しい議員、やめた議員も含めて責任をとるべきだと考えています。このようなことが長引けば、新しい医師も見つかりにくくなるのではないのでしょうか。医師の2人体制は急務です。一番被害をこうむっているのは町民であり、住友医師から名寄の病院に来よう町立病院から患者さんに電話が来ているという事実もあります。こんなことで本当にいいのでしょうか、お答え願います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） まず、貸付金の契約自体については弁護士ともいろいろ相談をして、ほとんど9割以上問題はないと、こういう話をいただいていますから、私は医師養成費、これ細かく内容をお話ししますと医師養成費については貸付金と助成金があって、助成金については言えば貸した期間、勤務した場合に免除をすると、戻さなくてもいいよと、こうなっているわけでありまして、貸付金については一切そういう文言をうたっているわけではありませんので、この貸付金については返してもらうのが妥当であると、こういう認識を持っております。そういう意味で、私は町民の納めていただいた税金から当時本当に医師不足ということで当時の町長がこういう仕組みをつくって医師を養成したのだと、こういうぐあいに認識をしております。それは、やはり今の医師のお父さんが言えば自分の子供を医者にしたいと、しかしながら学校に納める資金が足りないと、そういう子供さんの思い、そして地域の医師の養成という思いを当時の町長にぶつけて、当時の町長もそれに同意をしたと、こういうようなことでありますから、私は当時としてはそれはそれで大変すばらしいことをしたのでなかりかなと思います。そういう意味で、こういう結

果になったのは本当に残念と言わざるを得ないと。しかしながら、こういう形になってしまったわけでありますから、一日も早い解決というものについては宮崎議員と同じ気持ちであると、こういうことを理解をしていただきたいなと思います。そういう中であって、私は今訴訟になったこの貸付金の部分については、本人にも十分貸付金と養成費の話をしておりますから、なぜこういう状況になったのかというのは大変疑問でありますし、残念であります。そういう意味で、一日も早い解決をしたいと、こういう思いは私も同じであります。

連帯保証人の関係については、3月の9日にも連帯保証人の方が私のところに来られて、未償還の部分については支払いをしてもいいような雰囲気の話をしておりました。しかしながら、その時点ではこういう訴訟までいくと思っておりましたから、もう少し調停等の様子を見た中で判断をしていきたいと、こういうような考え方をしておりました。しかしながら、調停が不調停に終わったということで訴訟になりました。そういう意味で、先ほどお話ししましたけれども、5月の17日、2人の連帯保証人の方にこういう状況になりましたと、こういうお話をしました。しかしながら、当時、17日については未償還額について早急に支払いをするよという話まではいかなかった状況であります。しかしながら、顧問弁護士のほうと相談をしながら訴訟に対応していくと。そうした中で、状況によっては町としても反訴をする考え方もありますかとという弁護士のほうの問いに対して、私は反訴をしてでも勝って貸したお金については返してもらおうと、こういう考え方を申し上げてきたところであります。しかしながら、これはいつまで続くかわかりません、はっきり申し上げて。そういう中で、今後また連帯保証人の人と話し合いをして解決をしていくというのも一つの方策でありますから、両面にわたってできるだけ早く解決をするということを視野に入れて今後も話し合いを進めていきたいと、こういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 訴訟については、今お答えいただいたとおり期限が決まっているわけでもなく、かなり時間がかかる可能性もあると思いますので、契約書に基づいた解決の方法というのも同時に考えていっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（村山義明君） これで宮崎さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号6、議席番号7番、柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 議席番号7番、柳澤です。まず、教職員の服務監督についてお聞きしたいと思います。

教職員の任命権は道教委にあり、人事上の処分が行われていますが、サービスの監督、措置は市町村教育委員会が行うことになっております。統一地方選挙の告示後に教職員組合から各議員候補に町政に関する質問状が出されましたが、政治的行為に当たるのではありませんか。教育公務員特例法では、公立学校の教育公務員の政治的行為を制限していますが、

教職員に対して適正な監督、措置が行われているのかお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 教職員の服務監督についてお答えいたします。

市町村教育委員会は、教職員の服務上の義務違反、職員としての信用を失墜する行為、政治的行為の制限に違反する行為等を行った者があった場合においては、任命権者である北海道教育委員会に内申を行い、任命上の必要な措置を求めるものでありますが、質問の政治的行為に当たるかについては、このたびの教職員組合が行った行為は政治的行為の制限に違反するものでないと考えております。

また、教職員に対しての適正な監督、措置については、特に教育公務員として教育の政治的中立性の確保のため公務員としての身分を有する限り、どこにおいても政治的行為が制限されるなど、その扱いはより厳重なものとされ、さらに選挙運動等の政治的行為の禁止等については公職選挙法及び教育公務員特例法に特別の定めがされているところで、各校に対しましても法令等を遵守し、学校教育への信頼を損なうことのないよう指導監督しております。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 今回の答弁では、政治的行為の制限に違反するものではないと。ただ、私は非常に憤慨しているというか、言えば教員にあるまじき行為だなというふうに思います。それで、違反しているかどうかというのは、ただこの質問状の文言だけを読んでいると違反しているとも言えないかもしれない。ただ、この質問状をこの宗谷教職員組合ではどう扱おうかとしたのかということが私は1つ問題になるのかなと思います。当時9人の候補者がいたわけで、9人の候補者から回答をもらって、組合員の方々に9人はそれぞれこういう考え方をしていますよと、これを参考に選挙に臨んでくださいと、そういうふうに使おうとしたのか、9名のアンケートをそれぞれ検討して、組合としてはこの候補を推そうではないかという材料に使おうとしたのか。後者だとしたら、もう明らかに選挙運動でしょう。もし後者だとしたらです。事情を聞くと、教育長がこのアンケートを持っていったときに言われたらしいので、そこら辺この支部長に考え方、意図を聞いたのかどうか、まずその点をお伺いします。

それと、このことを教育委員会で教育委員さんに報告されていますか。私、5月の会議録を閲覧させていただいたのですけれども、このことに関しては一切触れていませんよね。それで、教育委員会で取り上げるほどの問題ではないというふうに判断されたのか、ちょっとその点をお伺いしたいのですけれども、私は少なくとも報告すべきだったことだろうと思います。それで、なぜかというとそのアンケートの内容が、簡単に申し上げます。6点ほどあるのですけれども、町の教育に関するビジョン、その考えを聞かせてくれと。それから、教育の充実に向けて教育環境のあり方、これについて考えを聞かせてくれと。それから、都市と地方との間に広がる教育の格差、これについてどういう考えを持っているか聞かせてくれと。それから、東北関東大震災で被災した子供たちへの教育的な支援、

これをどう考えているか聞かせてくれと。町の財政、大変苦しいのだけれども、これからの町の教育の充実について何ができるか聞かせてくれと。あとほかに何か意見ありませんかと。これってそんなアンケートをとって終わりのことかい。違うでしょう。一番これに答えなければならないのは教育委員会、教育委員さんたちでしょう。私はそう思う。一番考えてくださいよということでしょう、教育委員会の皆さんに。それは、我々も考えますよ。だけれども、こういう文書や質問を先生たちが持っている、このことを教育委員さんが何も知らない。これは、やっぱりおかしいでしょう。

それから、これがそんなに触れるようなことではないなら、何で5月の12日にわび状をよこすのですか。それもこのアンケートを出された支部長だけではなくて、宗谷教職員組合委員長の本間さん、この人も名前を列記しておわびしているのです。それで、これにも、おわびにも書いてあるけれども、この議員選挙のときに公開質問自体がなじまないと、申しわけございませんでしたと。それから、ポストに入れてくれなんて大変無礼なことを申しあげましたと、こうやってわびているのだ。だから、それは教育委員会です。こういうことがありましたとやっぱり報告すべきで、今出されたこの6つの問題は教育委員会としてしっかり考えましょと、先生たちとも一緒に考えましょと、本来そうあるべきことだと私は思います。

それから、もう一点、この質問、アンケートを出された先生方はその後どうなのですか。選挙終わったら、こういう問題はどうでもいいの。違うでしょう。これは、先生たちがこう思うのなら、こういう働きかけをして、教育委員会も町も議会も保護者も一緒に考えましょと。まさに今動いていなければおかしいでしょう。選挙が終わった途端、この問題のただ一つ声が出てこない。では、何のためにやったのだいと、本当に中頓別町の子供たちのためにやったのかいと、選挙目的ではなかったのというふうに私は思うので、それはあくまで私の思いなので、少なくとも教育委員会に報告がなかったということは私は納得できないというか理解に苦しむ。そういうところではないのですか、教育関係、閉鎖的だと言われるところは。この点については、教育委員長は知らないと思うので、教育長にお答えいただきたいと思います。

それから、この問題で私もいろいろ調べさせていただいたのですけれども、答弁にもあります政治的行為の制限に違反する行為、これを禁止しておりますよね。答弁も認めております。それで、文科省の教職員等の選挙運動の禁止等についての通知があります。ここの中で、教育公務員特例法では18条で政治的行為の制限は国家公務員の例によると。それで、国家公務員の例にはよるのですが、人事院規則14の7で政治的行為の禁止または制限について書いてあります。それで、政治的目的と政治的行為の2つについて定義がされていますが、政治的目的の定義の中に地方公共団体の条例の制定もしくは改廃または事務監査の請求に関する署名を成立させ、または成立させないこと、これは違反ですよということですよ。それから、政治的行為の定義の中に職名、職権またはその他の公私の影響力を利用すること、これもだめですよ。それから、政治的目的のために署名運動を企

画し、主宰し、または指導し、その他これに積極的に参加すること、これもだめですよ。

それでは、ちょっとさかのぼって申し上げるのは大変甚だあれなのですが、では教育委員長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正したときに、教育長の条例を改正したときに、20年の8月22日、このときも宗谷教職員組合支部長名で条例案の撤回を求める請願書が出されましたよね。これには町内の教員全員の署名がありましたよね。これは、先ほど言った地方公共団体の条例の制定もしくは改廃、成立させ、または成立させないこと、これにぴったり当てはまるでしょう。私はそう思います。それから、政治的目的のところに署名運動を企画し、主宰し、署名やっているでしょう、町内の職員全員。それから、もう一つありますよね。同じ文言です。教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案の撤回を求める請願、請願団体、中頓別町校長会会長、中頓別町教頭会会長、これも同じでしょう。そして、職名、職権、これ利用していませんか。最初のは支部長、組合の支部長名、あとは校長会、教頭会、完全なる職権を利用しているでしょう。使っているでしょう。これは、先ほど私が挙げた3つに完全に私は触れていると思うのです。この話は、当時も枝幸町のある人から、それはちょっとおかしいのではないかという話は聞いたのですけれども、言えば賛成だ、反対だという状況が町を何か二分したような形で、一部だけが二分しているのかもしれないけれども、そういうときになじまないかなと、時期的になじまないかなと思って私はちょっとこのことには触れなかったのですけれども、こういうことがあるとやっぱりあのとききちっとこれを取り上げておけばよかったなというふうに私は思います。

それで、改めてお伺いします。これに対して教育委員会で議論も処分も少なくとも会議録からは見ることができなかった。改めて処分等を……されていないのだろうと思うのです。その点についてお聞きしたい。

そして、こういうことがあったことを先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、本来ならば懲戒処分を行って道教委に内申すべきことになると思います。だけれども、このことについてきちっと道教委に報告されているのかどうか、処分をされているのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 質問がいっぱいあってあれなのですけれども、ちょっと抜けたら申しわけありませんけれども、まず一番最後の一番覚えているところで道教委に報告されたのかということで、これは報告しておりません。

（「おりません」と呼ぶ者あり）

○教育長（米屋彰一君） はい。

それと、先ほど言った政治的行為ですか。政治的な行為の制限、先ほど議員の言われた人事院規則ですか。この中で言う政治的行為、これで先ほど言われた2つの政治的目的、それから政治的行為、この2つがございました。政治的行為とは、政治的定義の17ですか、その項目の中に当てはまり、なおかつ政治の目的というのが何点かありますけれども、

俗に言われているのがここで言う人事院規則の政治的行為とは、この同じ規則の中の第5項の今言われた政治的目的、それと第6項の政治的行為、この双方に該当しない限りは政治的行為とは言われないという解釈がされていると判断しているところなのです。それで、私ども感じるところでは、先ほど言われた条例等の云々という部分についてはちょっと前のことで調べてはいなかったのですけれども、今回の質問状に関しての中で見る限りにおきましてはその該当、双方に該当する部分が見当たらないと判断したことから政治的行為ではないというふうに判断をしたところです。

それと、考え方を聞いたのかということをございましたけれども、最初ある議員からこういうものが出たので、どうなのだということで、柳澤議員のほかにもう一名の方からもいただきました。それで初めてこの質問書を見たわけなのですが、その後も組合団体に対して、こういうことは町民にそういう信頼性を欠くことになり得ることだから、十分気をつけていただきたいということは当然申し上げたところです。そして、その後も組合の対応としてどういうことをしたのかということも事情聴取をいたしました。その中で、質問の配付については4月の19日に行ったと聞いております。そして、これは他町村でも同じく統一してやっているのかということも聞いたところですが、これはそうではなくて単独でやったということでありました。そして、回収は皆さんからいただいたのかということで確認したところ、2名からいただいたということをございました。そして、その回収後、今言われたようにどのように取り扱っているのかということを知りましたが、全員から回収がなかったため、組合員についてはその配付をしていないという中身をございました。

それと、教育委員会に取り上げていないということをございますが、この中で政治的行為に当たらないと判断したものでございますので、教育委員会には取り上げていないということをございます。

アンケートの内容につきましては、先ほど紹介がありましたようにこの6項目ありますが、これについては先ほども申し上げたように特定の政治団体等、特定の議員等を支持するものではないという判断もございましたので、特に問題視しなかったわけをございます。

それから、5月21日にわび状を出したということをございますが、こちら辺については聞いてはいますけれども、中身は熟知しておりません。そして、ポストに入れて申しわけないということもございましたが、その辺もお話をする中でちょっと誠意がないねということで、そういうこと自体も問題になりますよということは伝えたことをございます。

あとは……大体このぐらい。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 私は、さっきも申し上げましたけれども、教育委員会にどうして報告をしなかったのだというのは、選挙に触れるとか触れないとかという問題よりももっと大きな問題でしょうと、町全体が考えていかなければならない問題でしょうと、だから

教育委員会に報告を私はすべきだったと。組合としてはこういうことを考えていますよと、こういうこともだから議員さんに質問が出ていますと。この問題は、だからさっきも言ったようにそんな選挙で聞くような、そんな種類の質問ではないでしょうと。それから、先ほど言うようにポストに入れたのが失礼だった、だからそういう行為をしていることを教育委員さんは知らないわけでしょう。だから、それに触れるから報告する、触れないから報告しない、そういう問題ではないでしょうと。あったことは、しっかりきちっと教育委員さんに知らせておくべきことではないのと、特にこういう問題は。そういう意味で私は聞いたので、その点についてもう一回お聞きします。これからでもいいですよ。きちっとやっぱり報告すべきものは報告したほうがいい。

それから、さっきの20年にあったその請願について道教委に報告していないと。そうすると、当時は教育長も違うので、教育長自体に、今の教育長に聞くのが本当に適正かどうかちょっと悩ましいところなのだけれども、少なくともそれでは当時の教育委員会としては職務の怠慢だったというふうに私は思います。絶対これは触れているでしょう、これに。それを処分もしなかった、道教委に報告もなかった。今米屋教育長の責任だとは私は言わないけれども、少なくとも当時の教育行政としては職務怠慢であったと思うので、もし今教育長、あなただったらこれそういうふうに思いますか。その点について、そうしたら最後にお聞きします。その2点についてお聞きします。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 先ほども言いましたように、まず1つ目の報告しなかった点も含めてなのですが、中頓別町の教育に向けたことについての考えというのは、組合から言われたからどうのこうのではなくて、これにつきましては常に考えていることであります。そして、組合も組合のおおのこの考え方もあることだとは考えております。ちょっと答弁にならなかったみたいですが、組合は組合の考え方があると、教育委員会も常日ごろ組合から言われたからでなくて、子供たちの中頓別町の教育については常日ごろ考えているということをご理解をお願いしたいと思います。

それと、平成20年度の件でございますけれども、この辺もちょっと詳しくはまだ調べではございませんけれども、先ほども言いましたように人事院規則では第5項と第6項、この双方に当たらない場合は該当しないというような解釈がございますので、その辺もまだ十分調べないと何とも答えられないところでございます。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） なかなか今の教育長としては答えづらいことなのかなと。言い方は悪いけれども、うまく逃げたというか、それしか言いようがないというか、ぜひ今後ということもありますので、十分やっぱり中身を精査していただいて、過ぎたものは過ぎたものとしてやっぱりこういうことがないように、もっとそこら辺は教育委員会としてしっかり責務を通すように努力をしていただきたい。3回過ぎたので、これはそれで一応終了いたします。

それでは、続いて中頓別町自治基本条例の運用についてお聞きします。長年の懸案だった自治基本条例が制定されました。町長の執行方針で述べられているように、本条例を行政運営の最高規範と位置づけ、地域主権の確立を目指すならば、自治基本条例を補完すべき関連（個別）条例の整備が急がれるというふうに思います。

そこで、自治基本条例を補完すべき条例としてどのような条例を想定されているのか、また制定の時期とあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 柳澤議員の中頓別町自治基本条例の運用について、遠藤総務課長に答弁をいただきます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） ご答弁申し上げます。

自治基本条例が制定されて間もない中、町民の方々に少しでも早く認知していただけるようあらゆる機会を利用して、また広報紙等により周知していくことが重要というふうに考えております。こうした状況を踏まえ、現段階で自治基本条例を補完すべき条例としては、町政の重要な課題について町民の意思を確認し、町政運営の方向性を確認する必要性が生じた場合に実施することとなる住民投票条例の制定が必要になるものというふうに思います。住民投票条例やその他補完すべき条例の制定の必要性については、先進町村における状況等を調査した上で年内に素案を取りまとめたというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） それでは、再質問をさせていただきますけれども、主に住民投票条例についての答弁が主かなというふうに思います。それで、私としては第19条の総合計画、それで総合計画に次の要件を満たして策定されるよう努めなければならないということで5項目ありますよね。これをきちっと私は担保すべきだろうというふうに思います。ですから、総合計画策定条例なるものが私はやっぱり必要になってくるのかなというふうに思います。19条の4項で、総合計画はその進捗状況が点検されるとともに、施策及び各事業について評価されなければなりません。次へ行きますと、行政評価が20条にあります。それで、2項に執行機関は総合計画を基本に施策及び各事業を評価しますと。次、22条で町の予算は総合計画及び行政評価等を踏まえて編成されなければならない。これだけあると、まず私はやっぱり総合計画策定条例なるものをつくって、19条の2項を補完しなければならない、それから4項を担保する上でも行政評価条例というのがなければならない。でなかったら、行政評価条例がなかったら、今言った総合計画の評価、それから行政評価で各事業を評価する、それから財政運営はそれらの評価を踏まえてつくる。そうしたら、この評価を担保するものがなかったら、おおよそこの3つは絵にかいたもちの条例文になってしまうのではないかとこのように私は思います。私は、少なくとも総合計画策定条例、それから行政評価条例は必要だと。今回補正予算で行政評価システムが導入、町長も執行方針で述べられておりますが、そのシステムをつくる、導入するといっても、

では何に基づいて導入するのですかという話にはなるのだと思う。まず条例というものがあって、それに基づいてその行政評価を行う上での必要品として行政評価システムを導入するということになるのだろうなというふうに思うので、ここら辺の考え方についてお伺いしたい。

それで、必要性のある条例については年内に素案をまとめると言うのですけれども、もう具体的に、私が言うことを理解していただけたら、総合計画はもう手をかけていかなければならないわけでしょう。年内につくらなければならないわけでしょう。そうしたら、早くこれらを整備していかないと間に合わないのではないかなというふうに思いますので、少なくとも行政評価と総合計画の策定条例は必要だと思いますので、その点について考えをお聞かせいただきたい。

それから、答弁にありました住民投票、例えばどのようなものを住民投票の対象とするのか、それをどの程度想定されているのかお聞きしたい。

それと、住民投票条例を設けるに当たって、問題が起きたときにすぐ対応できるようなあらかじめ条例を用意しておく常設型というのかな。もうある程度項目を決めて、もう条例でこれとこれとこれに関しては住民投票を行うというふうな常設型にするのか、あるいはそのとき、そのときの町の問題が起きたときに一つ一つその住民投票条例をつくって対応する非常設型というのか、どちらを考慮されるのか、以上の点をお伺いします。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） まず、最初の総合計画を策定するための条例が必要でないのか、それから行政評価を進めるための条例が必要になるというふうに議員さんのほうからお話がありました。今回のこの19条の総合計画の第2項についての5号については、少なくとも総合計画を立案していく上で最低限必要なものということで出されているものがありますので、当然今回の総合計画を策定する上ではこれらの5号を遵守する形の中で策定が進められると。つまり指針として補完するための今議員が言われるように総合計画を立案していく上で、すぐさま補完するための条例が現段階で本当に必要かどうかということ踏まえていったときに、私としてはこの総合計画第19条第2項に規定されている中身を遵守することで十分対応は可能というふうに思っておりますし、ただその必要性についてこの年内に素案をまとめるという中には、他の町村においても自治基本条例はたくさんつくられておりますし、私どもより先進的に行われているところもたくさんあります。しかしながら、この総合計画策定のための条例を制定している町村というのは、正直言って私も探しましたけれども、探し切れませんでした。ただ、栗山町では素案はできておりますが、現実的にそれが条例化されているかということ、されてはおりません。そういった意味も踏まえていったときに、本当に総合計画をつくる上でこの条例以外に補完すべき条例の中身をどこまでつくればいいのかということについては、もう少し時間をいただいて議論をさせていただきたい。それによって、今回の総合計画に間に合わないのではないかと、という多分指摘になると思いますが、それはあえてそうなることにはつながるとは思いま

すが、その辺についてはもう少し時間をいただきたい。

あわせて、行政評価についてもここ数年、町としても行政評価を行ってきました。その上で、行政評価に関する評価も20条の中に規定されておりますので、これらをもとにして当然今後の今回導入するシステムについてもそれらを踏まえた上で対応していくことにつながっていくと思います。そういう意味からいけば、他の町村における状況ももう少しちょっと時間をいただいて、その必要性も踏まえて検討させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

それから、住民投票条例に関して、今議員のほうから言われたように常設型にするのか非常設型にするのかということでもありますけれども、これどっちもよしあしがあるかと思えます。ただ、住民投票条例としてあるべき形としてどちらが本当に正しいのかということについての議論については、庁舎内でも議論を個々具体的にはやっておりません。これについても、ここも申しわけありませんけれども、年内に素案をとというのはそれらを踏まえた上で今後町として住民投票条例を常設にするのか非常設にするのかということ、多分それは併用するというのが一番やり方としてはよろしいのかなというふうに思いますが、その辺を踏まえながら検討させていただいて、議会にも報告をさせていただきたいと思えますし、当然補完すべき条例の中には議会基本条例も当然これはあってしかるべきだと思えますし、そこは議会のほうも積極的にこの後進められるというふうに思えますので、その辺はお互いに補完すべき条例を今後も協議しながら進めさせていただければというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 済みません、1つ答弁漏れがあったので。住民投票条例で、今の段階でどういうものを想定、想定されているものがあるのかどうか、その点ちょっと再度お願いします。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 今の段階では、常設型にするのか非常設型にするのかということの基本のところの押さえについての議論が十分ではありませんので、今の段階としてはこれというものについてお答えできる中身は持っていませんので、そういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 3月に条例ができ上がったばかりなので、すべてにおいてすぐ対応するというのは非常に難しいのかなというふうに思います。今の答弁で十分満足したわけではありませんけれども、今の答弁のとおり迅速に対応をしていただくことをお願いして質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで柳澤さんの一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問は終了いたしました。

一般質問が終わりましたので、これで議場からのテレビ中継を終了いたします。

ここで15分ほど休憩をとりたいと思います。3時15分まで休憩をとりたいと思います。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時15分

○議長（村山義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第37号

○議長（村山義明君） 日程第14、議案第37号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第37号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について、遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第37号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

7ページ、改正の要旨をごらんいただきたいと思います。今回の改正は、まず固定資産税関係におきましては、平成23年1月に実施されました随時監査において指導を受けた固定資産税の減免規定を町税条例第71条において1号を追加するものであります。また、住民税関係におきましては、東日本大震災の被災者等において負担軽減するため地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所得割額算定における雑損控除額の特例に関する規定と住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例に関する規定の2条を附則に追加するものであります。

5ページ、新旧対照表にて説明をさせていただきます。第71条は、固定資産税の減免に関する規定で、第1項に第5号として、その他町長が特に必要と認める固定資産を追加するものであります。

附則の規定につきましては、第22条として、東日本大震災に係る雑損控除額の特例に関する規定を5項にわたり規定、第23条として東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例に関する規定を新たに追加したところであります。

4ページ、附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第23条の規定は、平成24年1月1日から施行するというものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第37号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 中頓別町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号

○議長(村山義明君) 日程第15、議案第38号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第38号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 遠藤総務課長。

○総務課長(遠藤義一君) 議案第38号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について。

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり制定する。

10ページ、条例制定の要旨をごらんいただきたいと思います。本条例は、過疎地域自立促進特別措置法第31条及び地方税法第6条第1項の規定に基づき、固定資産税の課税について中頓別町税条例の特例を設けるため制定するものであります。

内容といたしましては、製造の事業または情報通信技術利用事業もしくは旅館業の用に供する施設を新設または増設した者に対し、当該資産の固定資産税を3カ年免除することができるというものであります。

なお、このような取り扱いにつきましては、平成12年条例第39号、固定資産税の課税の特例に関する条例により取り扱っておりましたが、平成22年3月31日で失効していたため今回新たに制定するものであります。

9ページをごらんいただきたいと思います。過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例。

本条例は、第1条で条例趣旨に関する規定を、第2条では課税免除に関する規定を、第3条では課税免除の申請に関する規定を、第4条では課税免除の取り消しに関する規定を、

第5条では規則への委任に関する規定を規定したところであります。

附則、1、この条例は、公布の日から施行する。

2、この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に設備を新設、又は増設したものに係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第38号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号

○議長（村山義明君） 日程第16、議案第39号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第39号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、石川保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 議案第39号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

14ページをお開きください。改正の要旨であります。健康保健法施行令等の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されたことに伴う中頓別町国民健康保険条例改正の要旨は次のとおりであります。

1、出産育児一時金の改正について。平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額について、平成23年4月から恒久化することとしたことに伴い、中頓別町国民健康保険条例において出産育児一時金を35万円から

39万円に改正するものであります。

13ページ、新旧対照表をごらんください。現行では、本則第8条で35万円となっていてるところを改正では39万円、附則の3項を削るものであります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第39号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号～議案第41号

○議長（村山義明君） 日程第17、議案第40号 未来を担うこどもの健全育成と教育の基金条例の制定の件及び日程第18、議案第41号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算の件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題となりました議案第40号 未来を担うこどもの健全育成と教育の基金条例の制定の件及び議案第41号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算の件は、会議規則第39条第2項の規定により提出者の提案理由の説明を省略の上、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号 未来を担うこどもの健全育成と教育の基金条例の制定の件及び議案第41号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算の件は、会議規則第39条第2項の規定により提出者の提案理由の説明を省略の上、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいまいきいきふるさと常任委員会に付託しました議案第40号及び議案第41号については、会議規則第46条第1項の規定によって、本定例会の会期中に審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号及び議案第41号については、会議規則第46条第1項の規定によって、本定例会の会期中に審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（村山義明君） 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会いたします。

（午後 3時27分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員